

# 第2次さいたま市 生涯学習推進計画

だれもが「学べる・活かせる・つながる」  
新たな生涯学習環境の構築

平成26年3月



## はじめに

さいたま市では、市の生涯学習施策を推進するための指針として平成17年に「さいたま市生涯学習推進計画」を策定し、「だれもが『学べる・選べる・活かせる』生涯学習環境の創造」を目標に掲げ、取組を進めてまいりました。

現在、我が国では、少子・高齢化や情報化の急速な進展、地域社会の変容や雇用環境の変化など、社会構造の急激な変化が続いています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災を境に、今までの人生観、生き方、暮らし方等を見直す気運が社会全体で広まっており、地域社会へ貢献していこうという意識も高まりを見せています。

こうした状況の中で、生涯学習活動を推進することは、個人の人生を豊かにするとともに、学習を通じた仲間づくりから、さらには学習成果を活かした地域づくり・まちづくりへと進展していくことが期待されています。市民一人ひとりが、自立する力を高めるため生涯にわたり学習が継続でき、その成果を適切に活かし、学習を通じてつながることができる社会の実現が求められています。

「第2次さいたま市生涯学習推進計画」は、このような環境の変化に適切に対応し、市の生涯学習施策を一層総合的、計画的に推進するための指針として策定するものです。

従前の計画では「学べる・選べる・活かせる」の3つの視点で施策を体系化しましたが、第2次計画では、生涯学習の成果を「活かせる」という視点をより強化するとともに、学習を通じて「つながる」という視点を加え、「だれもが『学べる・活かせる・つながる』新たな生涯学習環境の構築」を基本方針としました。これを踏まえ、地域コミュニティの活性化や、地域の教育力の向上に向けて、生涯学習によるまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提言を賜りました、さいたま市社会教育委員の皆様をはじめ、市民意識調査やパブリック・コメントを通じてご意見をいただいた多くの市民の皆様や関係各位の方々に、心から感謝申し上げます。本計画を実現するために、皆様の一層のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

平成26年3月  
さいたま市長 清水 勇 人

# 目 次

## 第1章 計画の概要

- 1. 策定のねらい…………… 1
- 2. 計画の位置づけと期間…………… 2

## 第2章 現状と課題

- 1. 現代の社会状況…………… 4
- 2. 生涯学習に関する国・県の動向…………… 5
- 3. さいたま市における生涯学習の現状と課題…………… 7

## 第3章 基本方針

- 基本方針…………… 22
- 施策体系図…………… 26

## 第4章 基本施策

- I すべての人が「学べる」社会…………… 28
- II 学習成果を「活かせる」社会…………… 38
- III 学習を通じて「つながる」社会…………… 42

## 第5章 計画の推進と進行管理

- 1. 計画の推進体制…………… 50
- 2. 計画の進行管理…………… 51

- 資料編…………… 52

## 1. 策定のねらい

近年、少子・高齢化や情報化の急速な進展、地域社会の変容、経済のグローバル化による雇用環境の変化など、社会構造の急激な変化に伴い、市民の学習ニーズが多様化・高度化するとともに、地域課題も複雑さを増しています。

こうした状況の中で生涯学習活動を推進することは、個人の人生を豊かにするものであるとともに、学習成果を地域づくりやまちづくりに活かすことにより、社会全体の発展を実現する基盤となるものと期待されています。市民一人ひとりが、自立する力を高めるための知識や能力を身につけられるよう、生涯にわたり学習が継続でき、その成果を適切に活かすことができる社会の実現が求められています。

さいたま市では、生涯学習を推進するための指針として平成17年に「さいたま市生涯学習推進計画」を策定しました。「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境の創造」を目標に掲げて取組を進め、公民館、図書館等の生涯学習関連施設の整備や様々な学習機会の提供などにおいて、一定の成果をあげることができました。

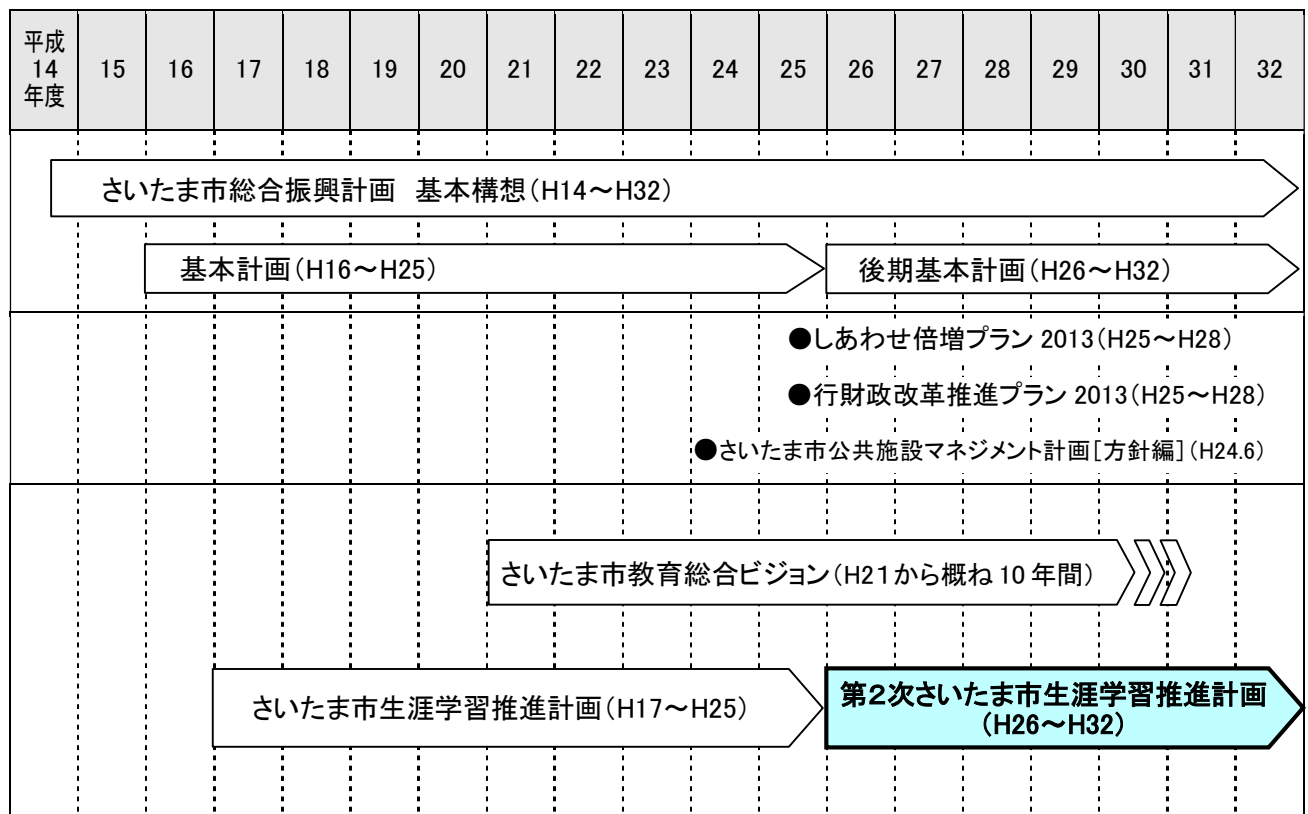
一方、東日本大震災以降、地域コミュニティの再構築に向けた意識が高まりを見せており、学んだ成果を地域で有効に活かすためのネットワークづくりなどが重要な課題となっています。

「第2次さいたま市生涯学習推進計画」は、これまでの市の取組や社会環境の変化などを踏まえ、「だれもが『学べる・活かせる・つながる』新たな生涯学習環境の構築」を基本方針とし、市の生涯学習施策をより総合的、計画的に推進するための新たな指針として策定するものです。



## 2. 計画の位置づけと期間

「第2次さいたま市生涯学習推進計画」は、「さいたま市総合振興計画」に関連する個別計画です。計画の期間は、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。



## 生涯学習とは

「生涯学習」という概念は、家庭教育、学校教育、社会教育をすべて含むもので、一般には、人々が生涯に行うあらゆる学習を総称するものです。

生涯学習の分野には、学校教育や社会教育の中で組織的に行われるものだけに限らず、文化・芸術、スポーツ・レクリエーション、ボランティア、趣味など、様々な分野が含まれます。

学習形態も、本を読んだり通信教育を受けたりする個人学習、学校での学習、公民館・図書館などの公共施設が行う講座の受講、民間のカルチャースクールやスポーツクラブでの学習、企業内教育、サークル活動など、様々な形態で行われています。

また、「生涯学習」という言葉は、生涯にわたり学習することができる社会を目指そうという考え方、理念自体を表す言葉でもあります。平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、第 3 条で「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない」と生涯学習の理念を定めています。

## 1. 現代の社会状況

### ◆ 少子・高齢化が進行し、人口減少社会を迎えています

日本の総人口は、平成20年から21年にピークを迎え、それ以降、減少に転じています。平成22年の国勢調査では総人口1億2,806万人となっていますが、50年後の平成72年には8,674万人と、68%にまで減少することが予測されています。そのうち、65歳以上の高齢者が占める割合は約4割になると推計されています。

### ◆ 地域社会・家族形態の変容が進んでいます

都市化や核家族化により、地域社会や家族の形態が変化しています。価値観やライフスタイルが多様化する中で、地域における人間関係の希薄化が進み、人々のつながりや支え合いといった地域社会の機能の低下が指摘されています。

### ◆ グローバル化に伴い雇用環境の変化が進んでいます

国境を越えた様々な活動が拡大し、経済や文化など様々な場面でグローバル化に対応できる人材の育成が求められています。また、国内の製造業の生産拠点が海外に移転するなど地域経済の基盤が弱まるとともに、終身雇用制度が崩れ、企業のコスト削減等に伴う非正規雇用者の増加により、所得や生活の格差拡大が懸念されています。

### ◆ 環境、エネルギー問題への関心が高まっています

国内外を問わず、現代社会は様々な環境問題、エネルギー問題、食料（食糧）問題などに直面しており、市民の関心も高まっています。それに伴い、これまでの消費型生活様式や社会経済活動のあり方を見直す動きもみられています。

### ◆ 情報化は生活様式に変化をもたらしています

情報通信技術の進歩に伴うパソコン・携帯電話などの普及により、経済活動や日常生活などあらゆる分野で情報化が進んでいます。地球規模で時間や距離の制約が小さくなり、インターネットを通じた新たな人間関係がつけられるなど生活様式に大きな変化をもたらしています。

### ◆ 安全・安心への関心が高まっています

東日本大震災を契機に、改めて震災をはじめとする災害への備えの意識が高まっています。また、生活の身近な場所での犯罪や弱者等を狙った詐欺事件などの発生により、日常生活での防犯意識が高まるなど、安全・安心への関心が高まっています。

## 2. 生涯学習に関する国・県の動向

### (1) 国の動向

- 平成 18 年の教育基本法改正により、「生涯学習の理念」「家庭教育」「社会教育」「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」等の規定が整備され、自治体が生涯学習を推進する上での制度的基盤の充実が図られました。
- 平成 20 年には中央教育審議会から「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」(答申)が出されました。この答申では高まる生涯学習の振興の必要性と重要性、次代を担う子どもたちに必要な「生きる力」や、成人についても変化の激しい時代を生き抜くための総合的な力が必要であることが述べられています。その上で「知の循環型社会」の構築を目指し、「国民一人一人の生涯を通じた学習の支援」と「社会全体の教育力の向上」を2つの柱として具体的な方策が提言されています。
- こうした法の改正や答申を踏まえ、平成 20 年 6 月に社会教育法等の一部改正が行われ、また、同年 7 月には「教育振興基本計画」が策定されました。「教育振興基本計画」では今後 10 年間を通じて目指すべき教育の姿として「義務教育終了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てる」こと、義務教育以降の教育を通じて「社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる」ことを掲げています。
- 平成 25 年には「第 2 期教育振興基本計画」が策定され、「社会を生き抜く力の養成」「未来への飛躍を実現する人材の養成」「学びのセーフティネットの構築」「絆づくりと活力あるコミュニティの形成」の 4 つの基本的方向性が示されました。

#### 「第2期教育振興基本計画」における基本的方向性

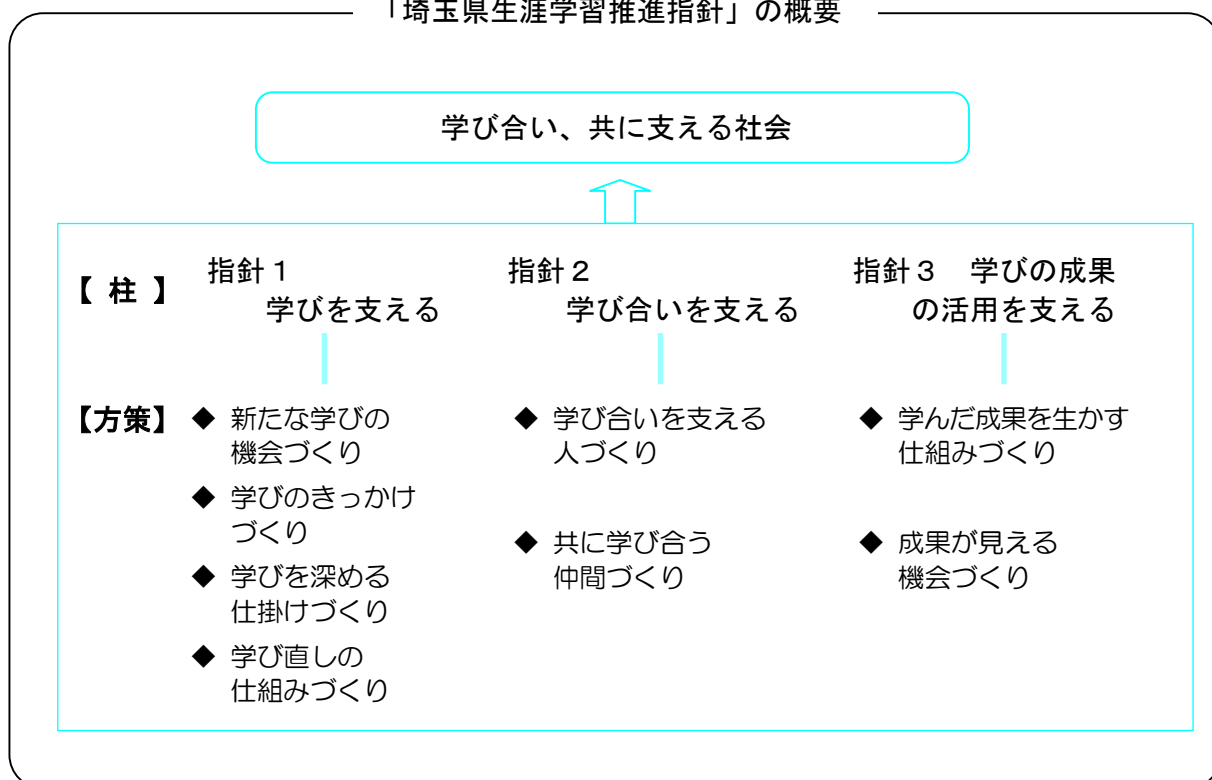
1. **社会を生き抜く力の養成**  
～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
2. **未来への飛躍を実現する人材の養成**  
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
3. **学びのセーフティネットの構築**  
～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
4. **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**  
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～



## (2) 埼玉県の動向

- 埼玉県では国の「教育振興基本計画」を受けて、平成 21 年に「埼玉県教育振興基本計画」が策定され、「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を基本理念に、「子どもを認め、鍛え、はぐくむ」「一人一人の学びと夢を応援する」「県民の教育力を結集する」の 3 つの観点を掲げ、計画を推進しています。
- 生涯学習に関しては「埼玉県生涯学習振興計画」が平成 11 年に策定され、「いつでもどこでも県民だれもが自由に学習することができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会」を目指して各種施策が推進されるとともに、必要に応じて計画の見直しが行われてきました。
- 平成 25 年 3 月には、従来の県行政主体の「計画」としてではなく、その方策や重点的に支援する分野などを明らかにする「生涯学習推進指針」が策定されました。10 年先を見据えた埼玉県の目指す生涯学習社会を「学び合い、共に支える社会」とし、生涯学習指針として「学びを支える」「学び合いを支える」「学びの成果の活用を支える」の 3 つを掲げています。

### 「埼玉県生涯学習推進指針」の概要



### 3. さいたま市における生涯学習の現状と課題

#### (1) さいたま市の社会状況

##### ① さいたま市の特徴

本市は、埼玉県の南東部、関東平野のほぼ中央に位置する県庁所在地であり、古くは氷川神社の門前町、中山道や日光御成道の宿場町、岩槻藩の城下町として発達してきた歴史を持ち、現在はJR各線や私鉄線が結節し、東北・信越のすべての県庁所在地と新幹線で直結しているなど、東日本の交通の要衝となっています。

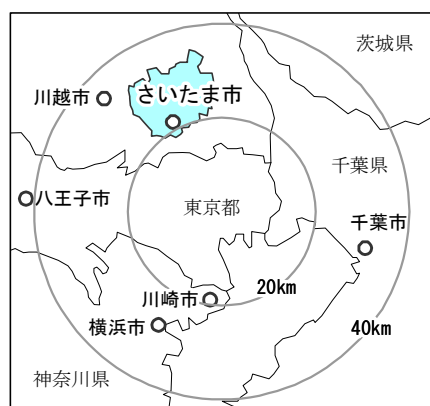
平成13年に浦和市・大宮市・与野市の3市合併により、埼玉県で初めての100万都市として誕生し、平成15年には、全国で13番目の政令指定都市となりました。さらに平成17年に岩槻市と合併し、現在は人口125万人を超える都市となりました。

広い市域には、快適な都市機能と豊かな自然環境が共存しており、市内には首都圏近郊では貴重な大規模緑地空間の見沼田圃、国の特別天然記念物に指定された市の花サクラソウの自生地、日本さくら名所100選に選ばれた大宮公園などがあります。

また、数多くの文化財や神社仏閣などの貴重な歴史的資源にも恵まれ、盆栽や人形、漫画など地域に根付く伝統や文化が息づいています。

さらに、浦和レッズ・大宮アルディージャという2つのJリーグチームのホームタウンでもあり、サッカーを中心とした「スポーツのまち さいたま」としても知られています。

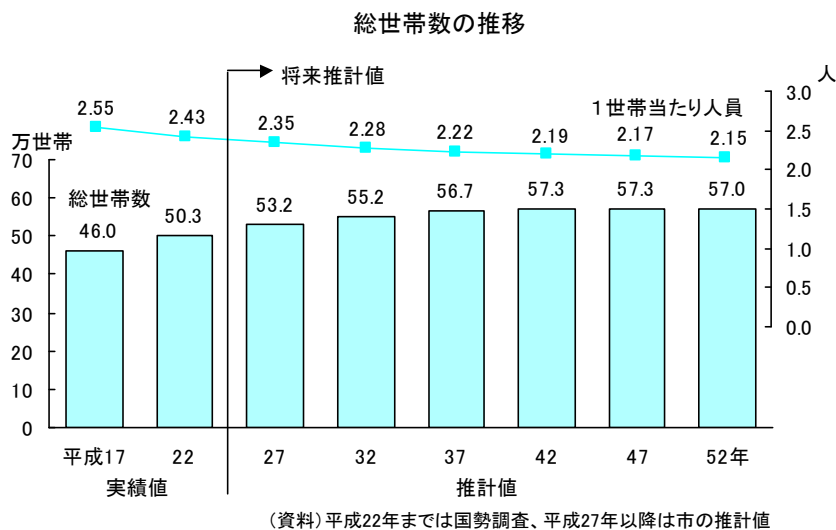
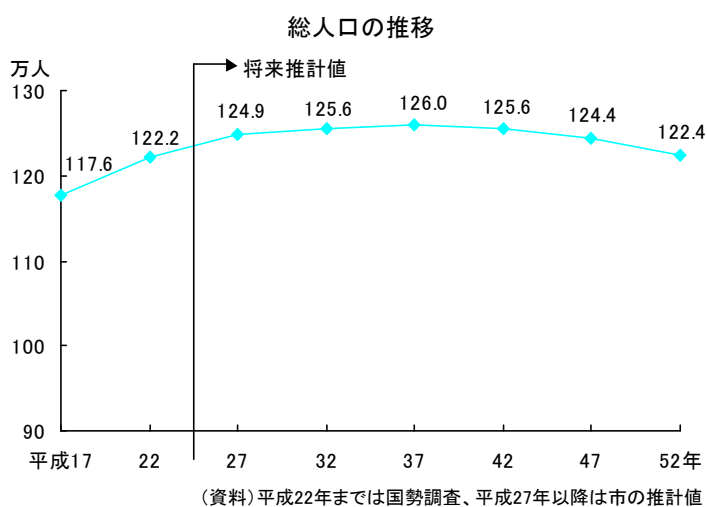
位置図



## ② 人口・世帯

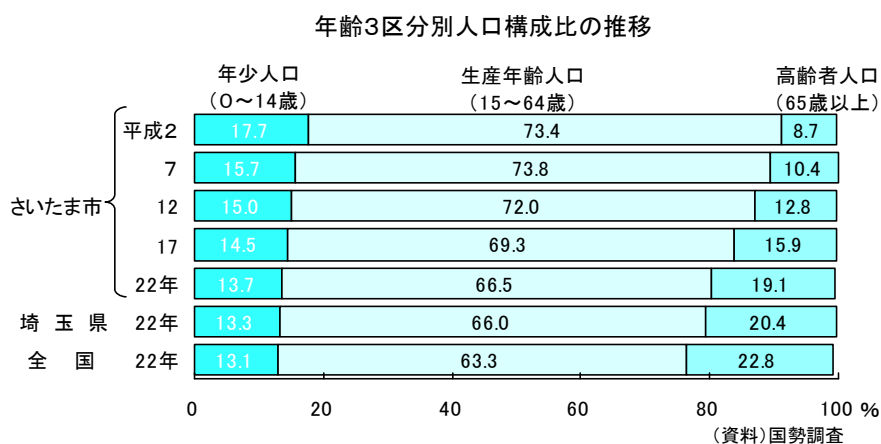
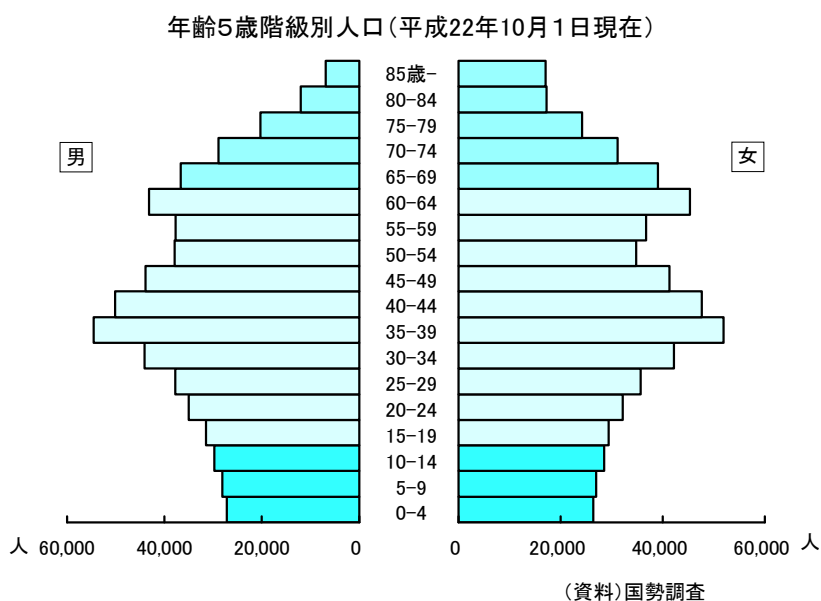
全国的に人口が減少に転じる中で本市の人口は依然として増加を続け、平成22年の国勢調査では122万2千人となっています。市の推計値では、平成37年までは増加を続け、以降、減少に転じることが見込まれています。

また、世帯数も現在は増加傾向にあります。一世帯当たりの人員は年々減少を続けており、世帯の少人数化や核家族化の傾向がうかがえます。



### ③ 年齢別人口

平成 22 年度の年齢 5 歳階級別人口では、男女とも 35～39 歳を中心として、その前後の人口構成比が高いことが分かります。また、人口ピラミッドの裾が次第に狭まってきており、子ども世代が少なくなってきました。



#### ④ 通勤・通学

平成 22 年の国勢調査によると、さいたま市外から市内への通勤・通学者は 21 万人超に対し、市内から市外への通勤・通学者は 32 万超であり、流出超過となっています。また、平成 17 年と比較しても流出人口が増えています。

○通勤・通学の動き（15 歳以上）

単位：人

	さいたま市への流入人口			さいたま市からの流出人口		
	平成 17 年	平成 22 年	増減	平成 17 年	平成 22 年	増減
総数	212,526	213,816	1,290	307,141	328,275	21,134
通勤者	181,516	183,807	2,291	271,702	287,341	15,639
通学者	31,010	30,009	▲1,001	35,439	40,934	5,495

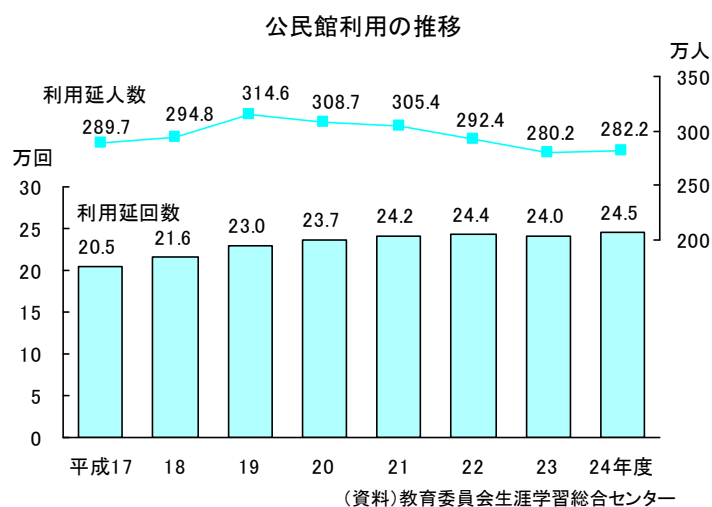
(資料) 国勢調査



## (2) さいたま市の生涯学習関連施設の現状

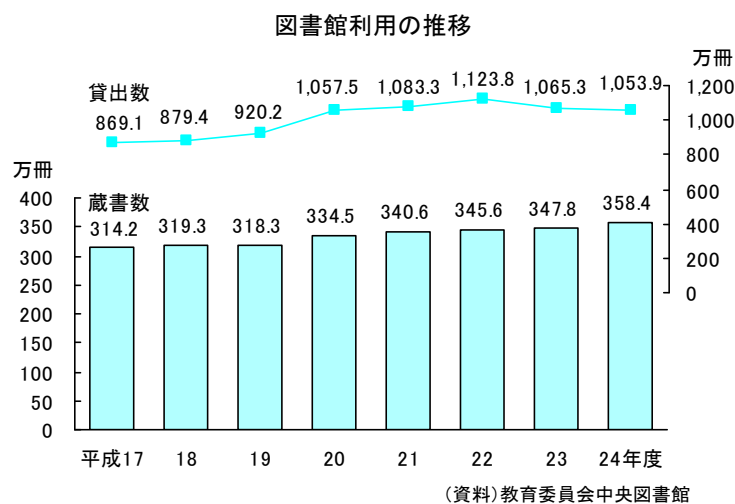
### ① 生涯学習総合センター・公民館

社会教育法に基づく公民館として、市内には生涯学習総合センター、拠点公民館 10 館及び地区公民館 49 館があり、市民に生涯学習の機会を提供するとともに地域住民の学習・文化・コミュニティ活動の拠点としての役割を果たしています。



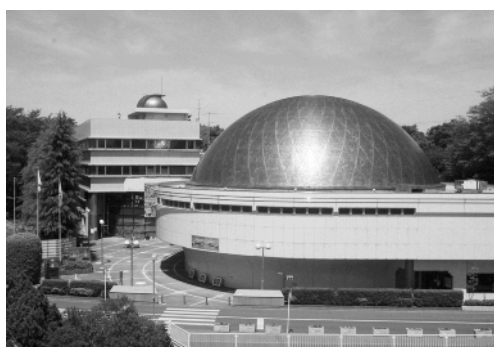
### ② 図書館

図書館全体のとりまとめ機能を持つ中央図書館をはじめ、拠点図書館 10 館、地区図書館 10 館、分館 3 館、計 24 館の市立図書館が整備されています。人口 1 人当たりの貸出数や蔵書冊数などは他の政令指定都市と比較して高い水準にあり、「地域の知の拠点」としての役割を果たしています。



### ③ 博物館・科学館・美術館等

市内各地に博物館、科学館、美術館が整備されており、それぞれの施設の特徴を活かした企画展示を実施するなど、特定の分野に関する市民の知的好奇心を育む機能を担っています。また、さいたま市の特徴を活かした大宮盆栽美術館や漫画会館などの施設も整備されています。



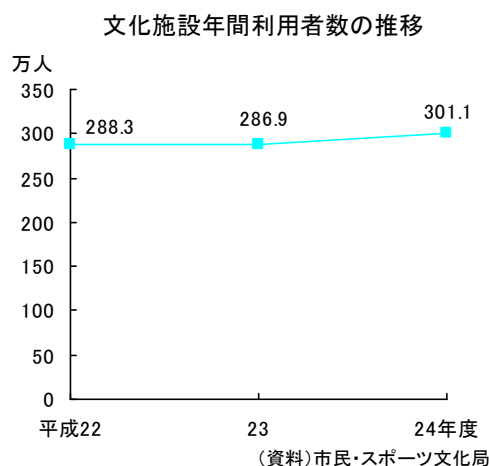
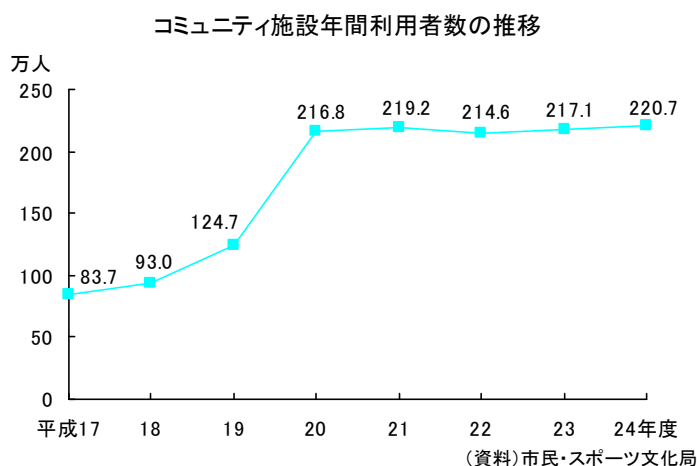
青少年宇宙科学館（浦和区）



旧坂東家住宅見沼くらしっく館（見沼区）

### ④ 文化・コミュニティ施設等

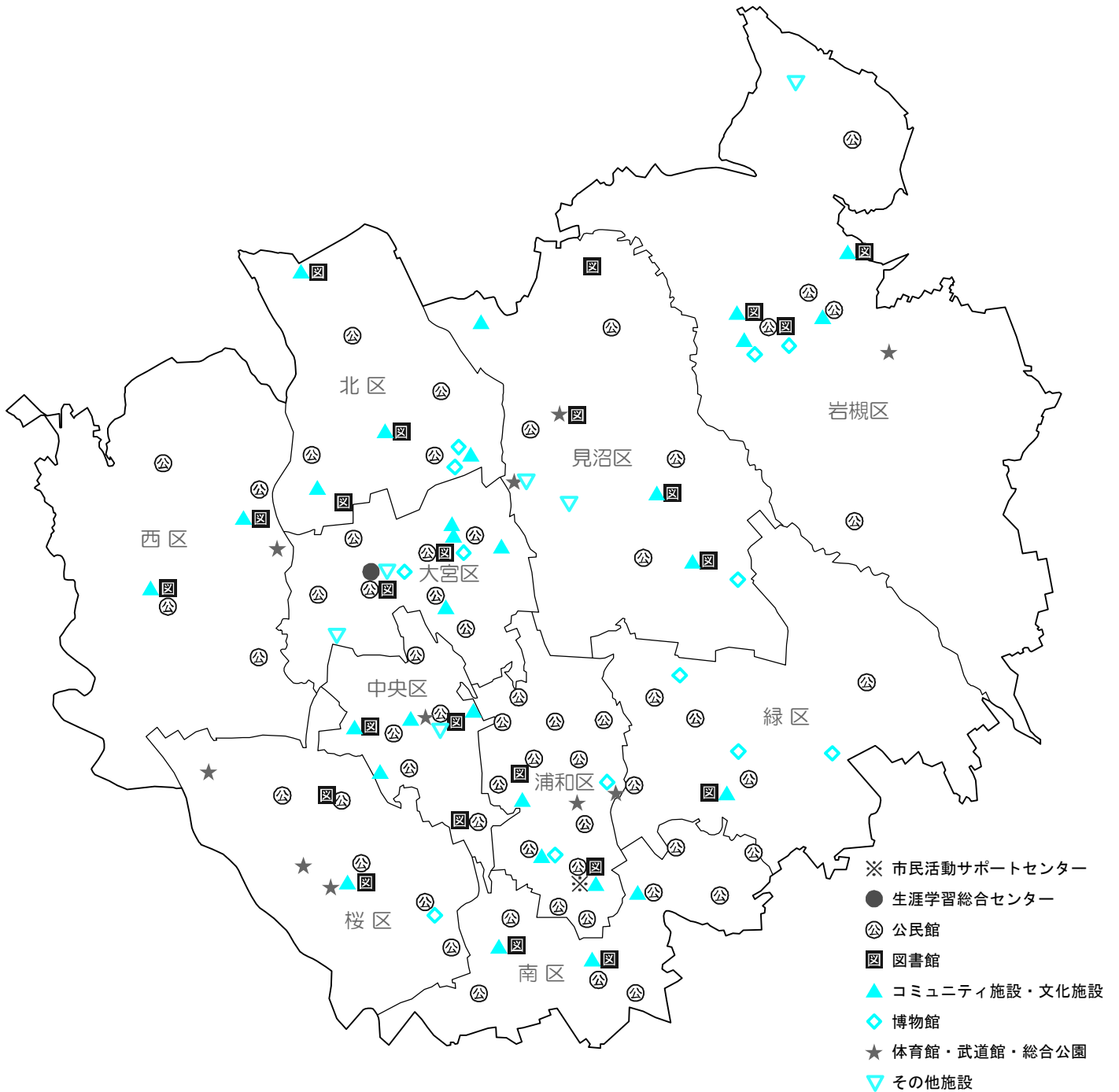
市民の活動を支援する市民活動サポートセンターや、コミュニティセンターなどのコミュニティ施設、文化センター・市民会館などの文化施設があり、市民のコミュニティ活動の推進や市民文化の向上を図っています。



### ⑤ スポーツ施設

体育館や武道館、プール、総合運動公園、サッカースタジアムなどが整備されており、スポーツ・レクリエーション交流の拠点となるとともに、市民の健康増進や体力向上に役割を果たしています。

## 市内の主な生涯学習関連施設





### (3) 生涯学習市民意識調査等の結果

#### ① 調査の概要

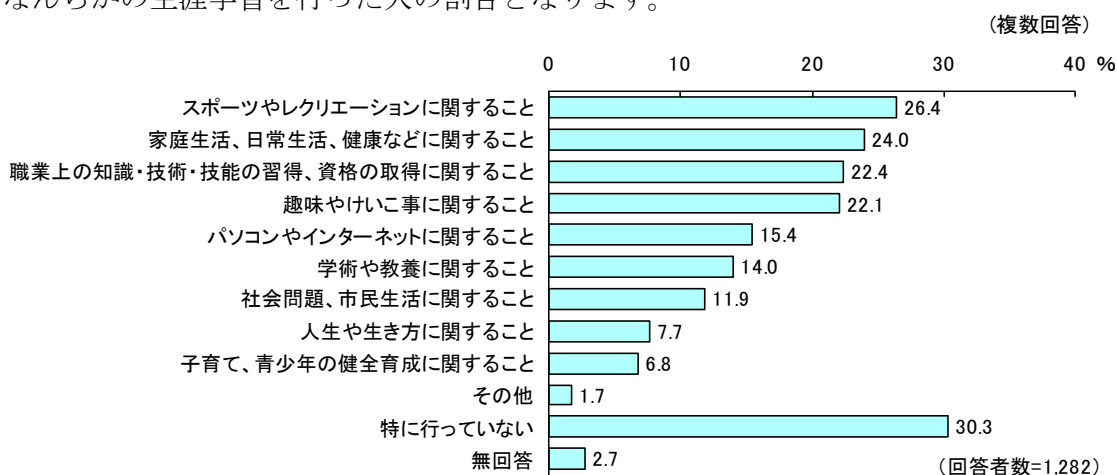
「第2次さいたま市生涯学習推進計画」の策定に当たり、生涯学習に関する市民意識と生涯学習団体（サークル、グループ等）の活動実態を把握するため、生涯学習市民意識調査及び生涯学習に関する団体調査を実施しました。

	さいたま市生涯学習市民意識調査	さいたま市生涯学習に関する団体調査
調査対象	市内在住の20歳以上の男女2,500人	市立の公共施設を拠点に活動する生涯学習団体
調査方法	郵送配布－郵送回収	施設を通じて配布・回収
有効回収数 (回収率)	1,282 (51.3%)	2,630 (76.1%)
調査期間	平成24年8月31日 ～9月18日	平成24年10月1日 ～平成25年3月1日

#### ② さいたま市生涯学習市民意識調査（平成24年度）の主な調査結果

##### ア この1年間で行った生涯学習

この1年間で行った生涯学習については、「スポーツやレクリエーションに関すること」が26.4%、「家庭生活、日常生活、健康などに関すること」が24.0%となっています。また、「特に行っていない」(30.3%)と「無回答」(2.7%)を除いた67.0%が、なんらかの生涯学習を行った人の割合となります。

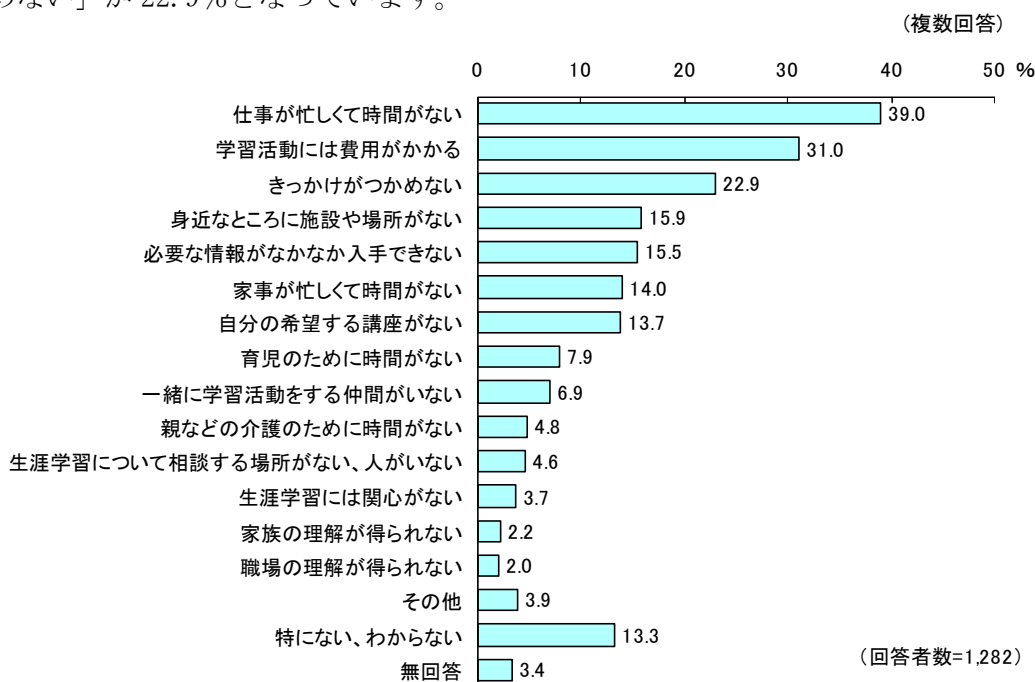


#### 【参考】

内閣府調査(平成24年)においては、健康・スポーツ(30.4%)、趣味的なもの(25.7%)、職業上必要な知識・技術(15.2%)、生涯学習活動をしたことがない(42.5%)などとなっています。なんらかの生涯学習を行った人の割合は57.1%となっています。

## イ 生涯学習を行おうとする時の支障

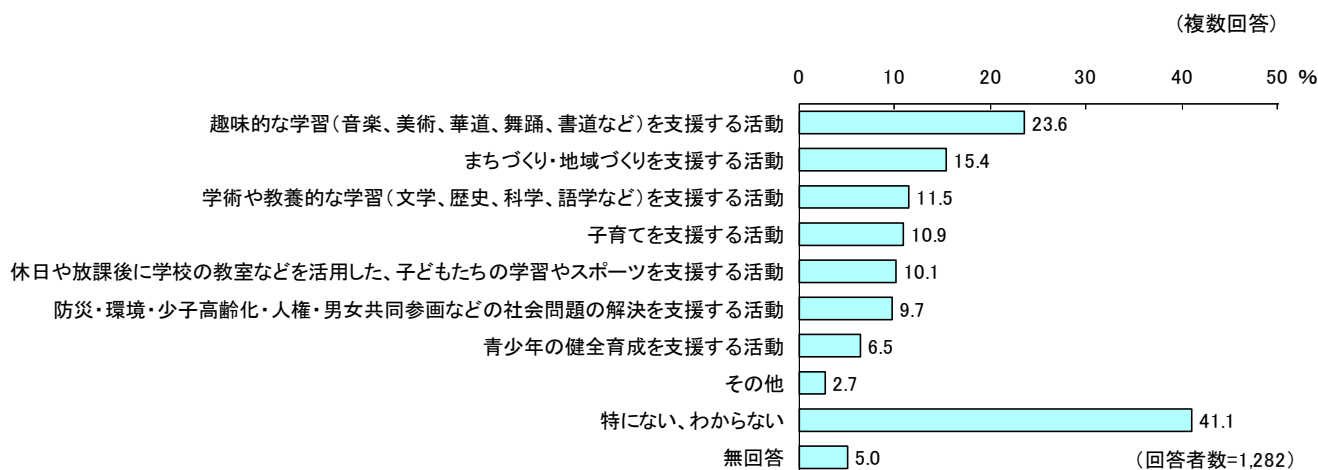
生涯学習を行おうとする時の支障については、「仕事が忙しくて時間がない」が39.0%と最も多く、次いで「学習活動には費用がかかる」が31.0%、「きっかけがつかめない」が22.9%となっています。



## ウ 生涯学習を通じて身につけた知識や技能を生かすために参加してみたい活動

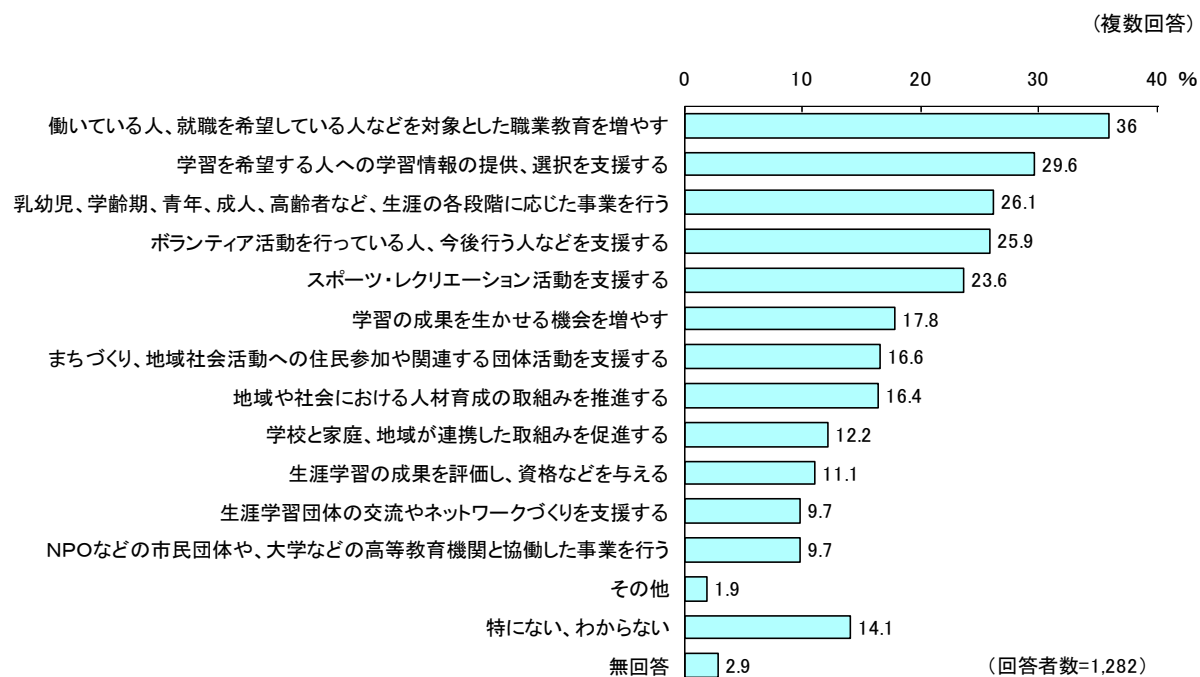
身につけた知識・技能を生かすために参加してみたい活動については、「趣味的な学習（音楽、美術、華道、舞踊、書道など）を支援する活動」が23.6%、「まちづくり・地域づくりを支援する活動」が15.4%となっています。

また、「特にない、わからない」と回答した割合は41.1%となっています。



## エ 生涯学習について、力を入れる必要がある点

生涯学習について力を入れるべきことについては、「働いている人、就職を希望している人などを対象とした職業教育を増やす」が36.0%と最も多く、次いで「学習を希望する人への学習情報の提供、選択を支援する」が29.6%となっています。

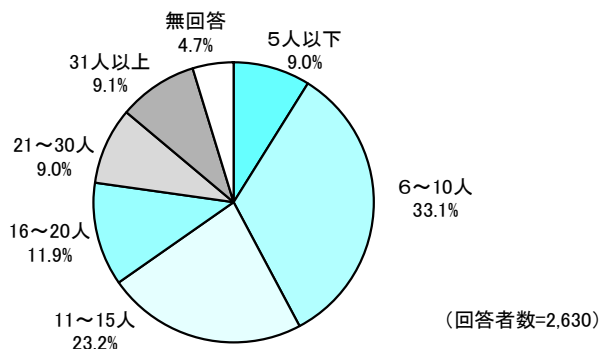


- ◆生涯学習の実施状況については、「スポーツやレクリエーション」「家庭生活、日常生活」などに関することが多くなっていますが、「特に行っていない」と回答した割合も30.3%に上っています。
- ◆生涯学習を行おうとする時の支障については、「仕事が忙しくて時間がない」、「学習活動には費用がかかる」が多く、それぞれ30%を超えています。また、「きっかけがつかめない」と回答した割合も22.9%と多くなっています。
- ◆生涯学習を通じて身につけた知識や技能の活用については、「趣味的な学習を支援する活動」が最も多くなっていますが、次いで「まちづくり・地域づくりを支援する活動」となっており、地域活動への関心も高いことがうかがえます。一方、「特にない、わからない」と回答した割合も多くなっており、学習成果を活用する受け皿づくりや、学習成果を地域に還元しやすい環境づくりについては、今後の生涯学習推進における大きな課題となっています。

### ③ さいたま市生涯学習に関する団体調査（平成 24 年度）の主な調査結果

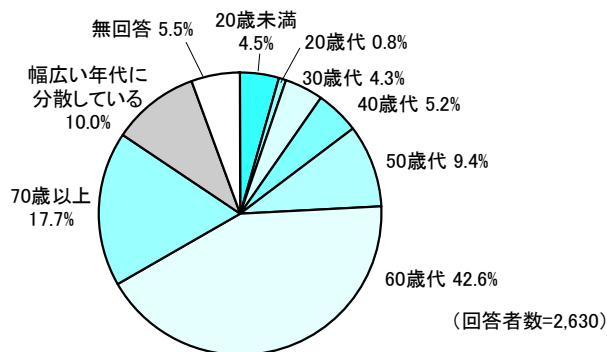
#### ア 会員数

団体の会員数（団体規模）としては、「6～10人」が33.1%と最も多く、次いで「11～15人」が23.2%となっています。



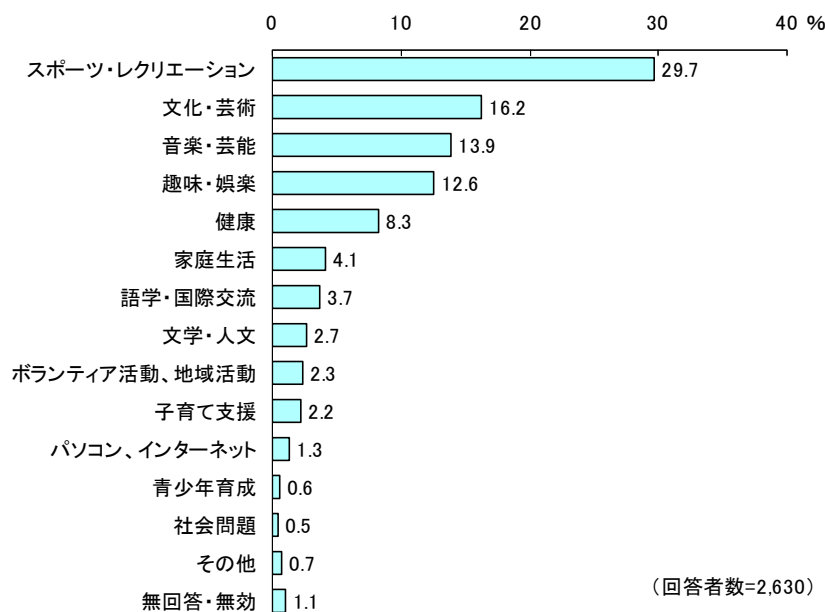
#### イ 年齢構成

会員の年齢構成で多くを占める年代については、「60歳代」と回答した団体が42.6%と最も多く、次いで「70歳以上」が17.7%となっています。



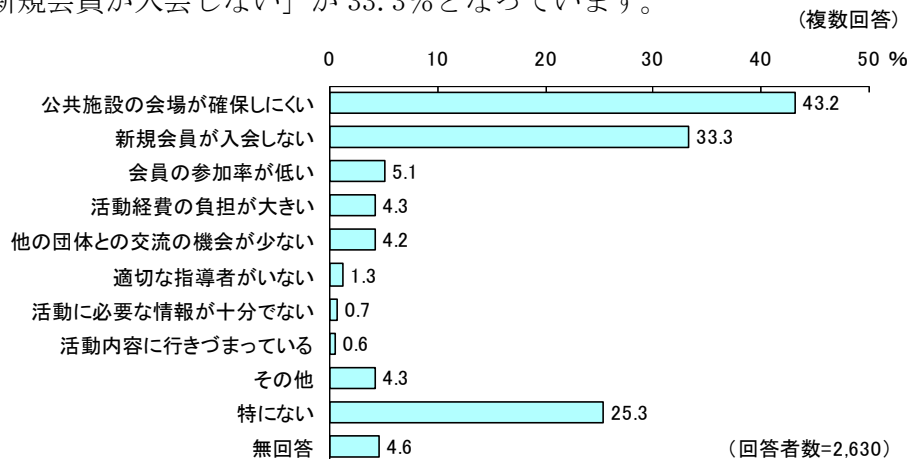
#### ウ 主な活動

主な活動分野としては、「スポーツ・レクリエーション」が29.7%と最も多く、次いで「文化・芸術」「音楽・芸能」「趣味・娯楽」となっています。



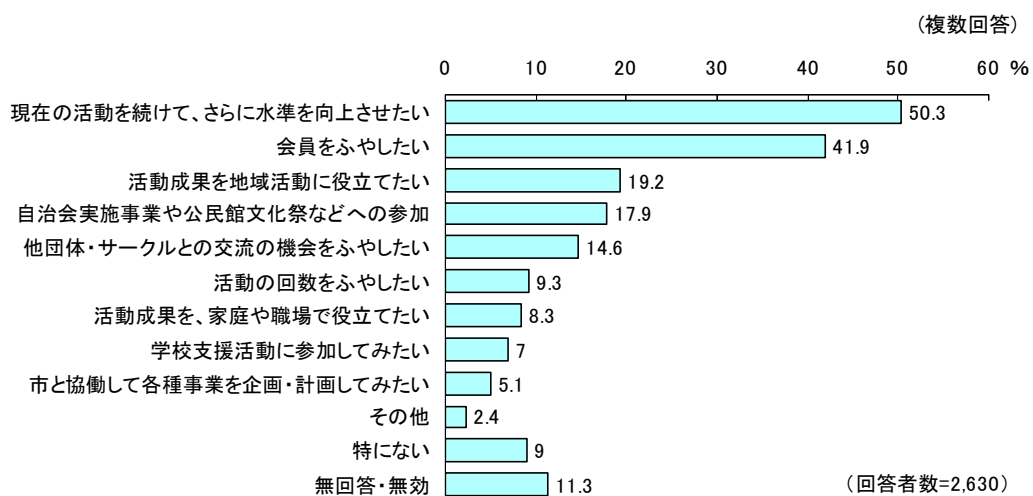
## エ 活動上の問題点

活動上の問題点としては、「公共施設の会場が確保しにくい」が43.2%と最も多く、次いで「新規会員が入会しない」が33.3%となっています。



## オ 今後の活動

今後の活動の進め方としては、「現在の活動を続けて、さらに水準を向上させたい」が50.3%と最も多く、次いで「会員をふやしたい」が41.9%となっています。



- ◆会員数は「6～10人」が最も多く、年齢構成は「60歳代」の割合が多い団体が4割を超えており、「70歳以上」との合計は6割を超えています。
- ◆活動上の問題点については「公共施設の会場が確保しにくい」「新規会員が入会しない」が多くなっており、既存施設の有効活用や団体情報の提供に関して、検討していく必要があります。
- ◆今後の活動の進め方については「現在の活動を続けて、さらに水準を向上させたい」など団体自体についての回答が多くなっており、「活動成果を地域活動に役立てたい」などの“学習成果の活用”に関する回答は少なくなっています。他団体との交流機会の提供や学習成果を地域に活かしていくための意識の醸成などが課題となっています。

## (4)「さいたま市生涯学習推進計画」の成果と課題

平成17年3月に策定した「さいたま市生涯学習推進計画」(以下、「前計画」)では、「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境の創造」を目標に掲げ、様々な施策に取り組んできました。

前計画の主な成果と課題は、次のとおりです。

### ① 学べる (生涯を通じて学習できる環境の創造)

#### 主な施策

- 生涯学習関連施設の整備
- 利用者の評価情報の集約

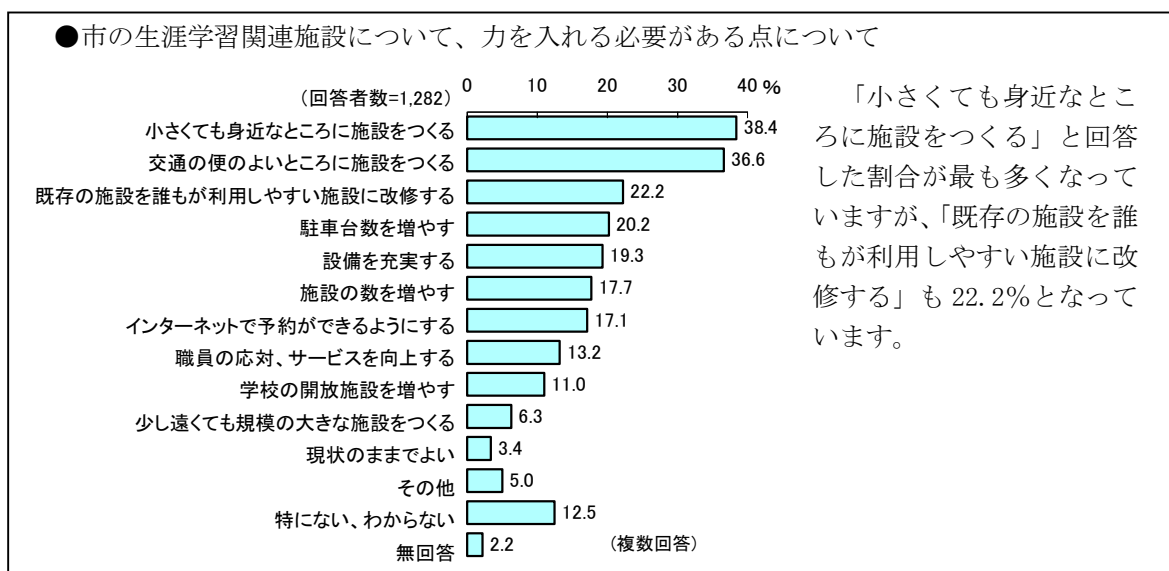
#### 成果

- ・公民館、図書館、コミュニティセンター等の生涯学習関連施設について、「公共施設適正配置方針」、「公共施設マネジメント計画」等を踏まえ、前計画策定後から平成25年度までに、2つの公民館、6つの図書館、5つのコミュニティ施設のほか、市民活動サポートセンターや大宮盆栽美術館を整備しました。
- ・平成22年度から市内の全公民館で講座終了後のアンケートの書式を統一し、効果的な集計・分析に取り組みました。

#### 課題

- ・だれもが利用しやすい学習環境をつくるため、生涯学習関連施設の老朽化対策やユニバーサルデザインに基づくさらなる環境整備が必要となっています。
- ・利用者の利便性を考慮した施設運営や機能の充実、既存施設の有効活用等を検討することが必要です。

### 《さいたま市生涯学習市民意識調査(平成24年度)から》



## ② 選べる（市民一人ひとりへの学習支援サービスの充実）

### 主な施策

- 現代的課題に関する学習機会の提供
- ライフステージに応じた学習機会の提供
- 生涯学習情報誌や生涯学習情報システムによる情報提供

### 成果

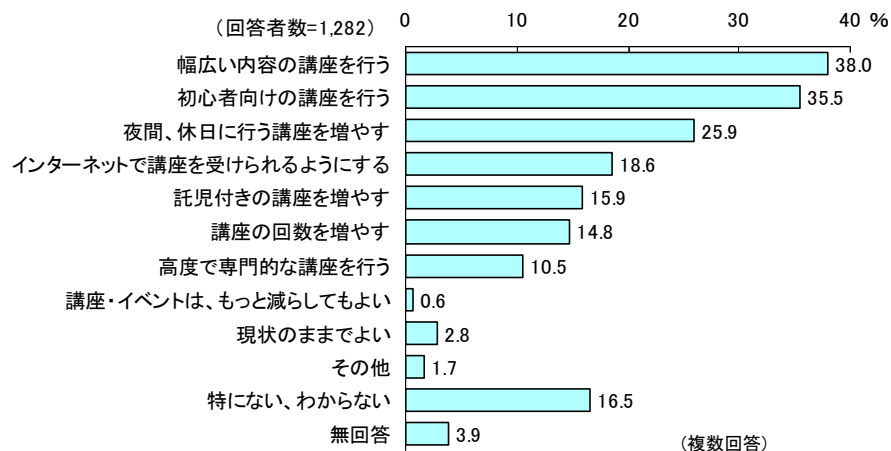
- ・キャリア教育、環境教育、人権教育などの現代的課題に関する学習や、子育て期、高齢期を中心としたライフステージに応じた学習など、様々な学習機会を提供しています。
- ・学習相談の場として、平成 22 年 9 月からボランティア相談員による「学習相談えらべル」を生涯学習総合センター内に設置し、月 2 回相談事業を行っています。

### 課題

- ・多様化・高度化する市民ニーズに対応するとともに、学ぶことに支障・制約等がある人に対する学習機会を確保する必要があります。
- ・講義形式の学習だけでなく、市民自らが企画する講座や、主に青少年を対象とした参加交流型・体験型学習をさらに推進する必要があります。
- ・平成 15 年から稼働している「生涯学習情報システム」の利便性向上を図るシステム再構築など、学習情報の提供方法について再検討していく必要があります。

## 《さいたま市生涯学習市民意識調査（平成 24 年度）から》

### ●生涯学習の講座について、力を入れる必要がある点について



「幅広い内容の講座を行う」と回答した割合が最も多くなっています。また、「夜間、休日に行う講座を増やす」(25.9%)、「託児付き講座を増やす」(15.9%)など、ライフステージに応じた講座の実施が求められていることがうかがえます。

### ③ 生かせる（学習成果や人材の活用促進）

#### 主な施策

- 学習成果の発表機会の提供
- 人材の養成・活用
- 団体・サークルへの支援

#### 成果

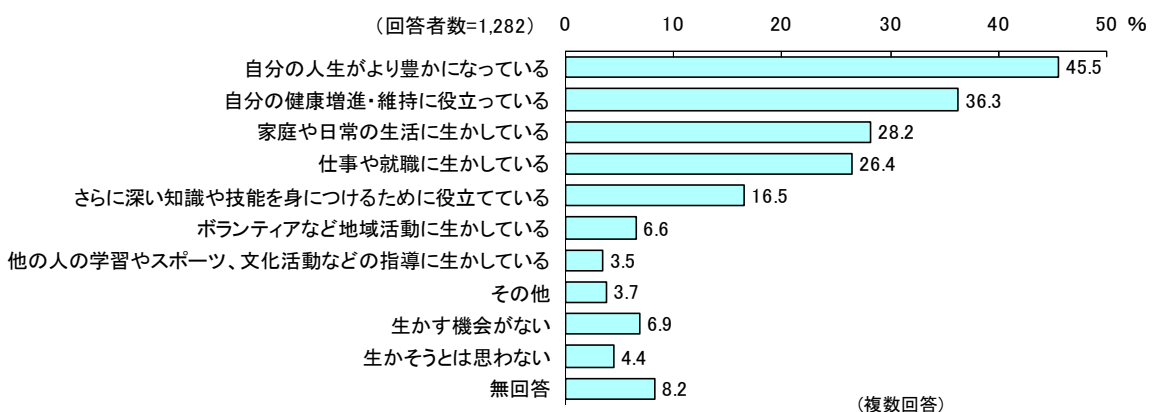
- ・地域におけるシニア世代のボランティア活動を支援するため、平成 20 年度に「シルバーバンク」を設立し、登録ボランティアと受入機関とのマッチングを行っています。
- ・平成 19 年 10 月に「市民活動サポートセンター」を開設し、NPOやボランティア団体等の地域活動を支援する拠点として、様々な事業を展開しています。

#### 課題

- ・学習成果や人材の活用については、各施設におけるボランティアを活用した事業など、様々な個別の取組はあるものの、必ずしも十分とは言い難い状況です。
- ・学習成果を自分のために生かすのみでなく、成果の活用を通して個人が社会とつながることにより、地域づくり・まちづくりが進展するような仕組みの構築が必要となっています。

#### 《さいたま市生涯学習市民意識調査（平成 24 年度）から》

##### ●生涯学習を通じて身につけた知識や技能の生かし方について



「自分の人生がより豊かになっている」(45.5%) など、自分のために生かしているという内容の回答が多く、「ボランティアなど地域活動に生かしている」(6.6%) や「他の人の学習やスポーツ、文化活動などの指導に生かしている」(3.5%) などの割合は比較的少なくなっています。また、「生かす機会がない」(6.9%)、「生かそうとは思わない」(4.4%)、「無回答」(8.2%) と回答した割合を除いた 80.5% は、「生涯学習を通じて身につけた知識や技能を生かしている人の割合」と考えられます。



## だれもが「学べる・活かせる・つながる」 新たな生涯学習環境の構築

本計画は、だれもが「学べる」学習環境の整備と、学習成果を適切に「活かせる」仕組みづくり、さらに、生涯学習により人と人が「つながる」社会の実現を目指し、「だれもが『学べる・活かせる・つながる』新たな生涯学習環境の構築」を基本方針とします。

前計画で掲げた「学べる・選べる・活かせる」のうち、これまでの市の取組や課題を踏まえ、「学べる」と「選べる」を1つに併せて「学べる」とし、学習成果の活用を促進する意味合いを強めるため「活かせる」を「活かせる」\*と変更しました。また、地域における人のつながりや連帯感、支え合いの意識の希薄化が進み、地域の教育力の低下が指摘されている中で、生涯学習を通じて地域コミュニティの活性化や地域の教育力向上を図ることが重要であるとの考えから、「つながる」という視点を新たに加えました。

3つの視点における目指すべき地域社会の姿を、以下のとおり提示します。

I すべての人が「学べる」社会

II 学習成果を「活かせる」社会

III 学習を通じて「つながる」社会

## I すべての人が「学べる」社会

生涯学習においては、個人や団体の主体的な活動が基本となります。これは、他から強制されるものではなく、自らの人生や生活上の必要性に基づく自発的な学習要求といえます。変化の激しい社会を生き抜く力を身につけるため、生涯にわたって学習できる環境整備が必要となっており、多様化・高度化する市民の学習ニーズに応え、個人や団体の主体的な学習活動を支援することは、今後とも生涯学習行政における重要な使命となるものと考えます。

また、すべての人が学べる社会とは、主体的な学習活動を行っている人のみならず、学ぶことに無関心な人や躊躇している人、学ぶことに支障・制約等があり学習活動へ踏み込めない人などへも扉が開かれている社会であると考えます。

様々な困難や課題を抱えている人の学習を支援する「学びのセーフティネット」※の考え方を踏まえ、だれもがアクセスしやすい学習機会となるよう、既存施設の有効活用や学習情報を提供する発信力の強化なども含め、学習環境の整備を進めていく必要があります。

多様な学習機会が確保された、すべての人の学びを支援する地域社会を目指します。

※ (P.22)「生かせる」・「活かせる」：本計画において、「生かせる」は前計画等の内容に基づいて記載する際  
に使用し、「活かせる」は本計画の基本方針の考え方を表現する際に使用しています。

※ 学びのセーフティネット：「様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な  
学習機会を確保する」ものとして、平成 25 年 6 月に策定された「第 2 期教育振興基本計画」において、  
今後の教育行政の基本的方向性として示されています。

## Ⅱ 学習成果を「活かせる」社会

学習することによって自らの心を豊かにするだけでなく、その学習成果を社会へ還元していくことは、学習者にとって大きな喜びとなるものです。自らの学習成果が他の人々の役に立つことでやりがいも生まれ、さらなる学習への動機づけともなります。

さいたま市生涯学習市民意識調査（平成 24 年度）の結果では、「生涯学習を通じて身につけた知識や技能」について約 8 割の方が生かしていると回答していますが、内容としては「自分の人生が豊かになっている」などの個人に関するものが多く、また、「知識や技能を生かすために参加してみたい活動」の問いに対しては、約 4 割の方が「特にない、分からない」と回答しています。

生涯学習の成果を適切に活かせる社会の実現に向け、学習成果を評価する仕組みづくりや活用できる機会の拡充及び人材の育成、さらには成果を活かそうとする学習者の意欲を育てることなども含めて、「活かせる」施策の一層の充実を図っていく必要があります。

行政・市民・NPO・事業者などが連携し、学習成果を活かせる仕組みの構築に取り組み、学習成果を活用した活動が活発に展開される地域社会を目指します。

### Ⅲ 学習を通じて「つながる」社会

生涯学習の活動において、学習を通じて生涯にわたって個人が社会とつながり、ネットワークを広げていくことで、地域社会の活性化や社会全体の教育力向上が期待されています。学習者同士、活動団体同士の交流や連携を促進し、情報交換・情報共有を図ることができるようにするなど、生涯学習に関わる人・団体を横断的につなぐ機能が求められています。

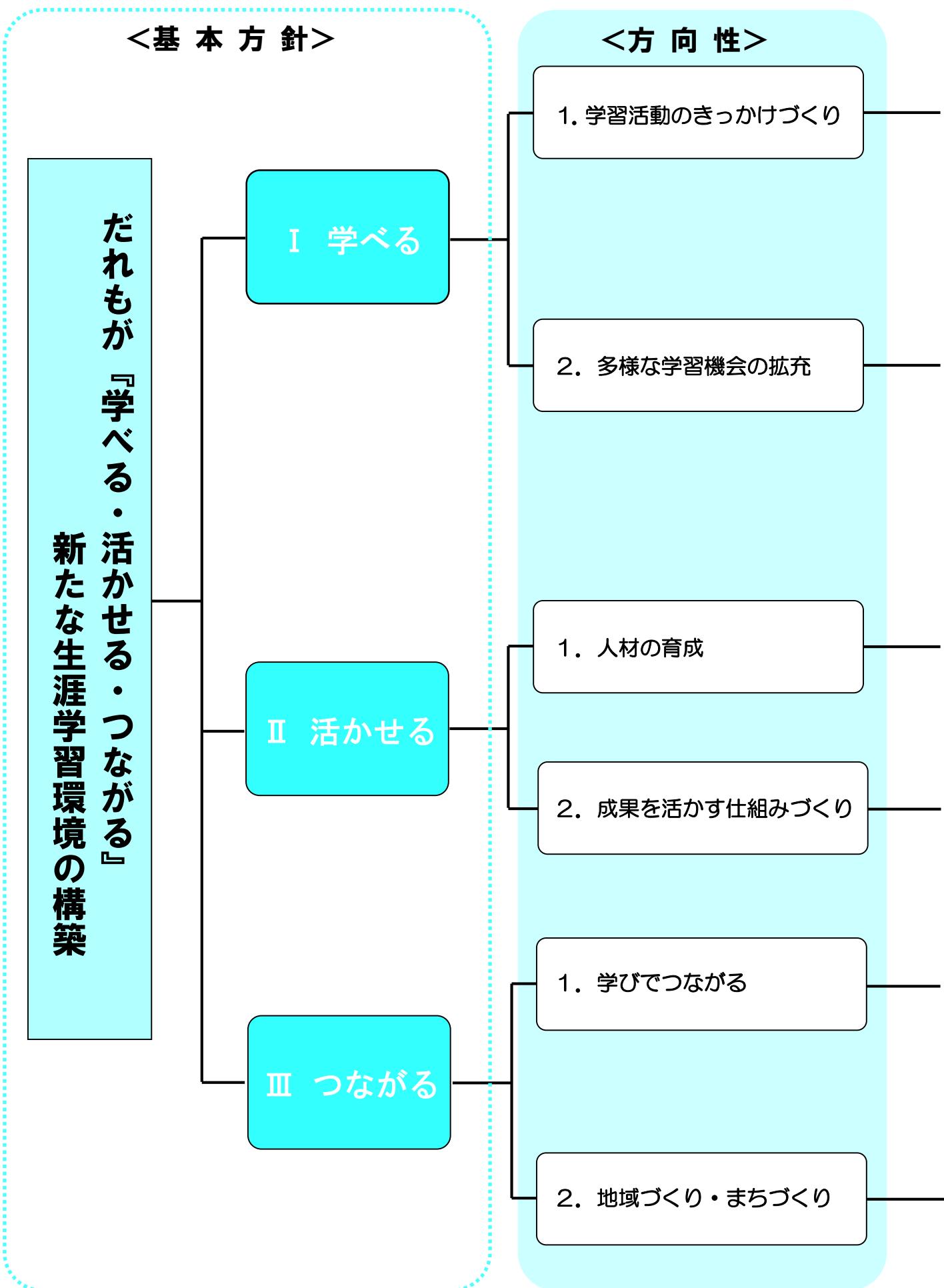
また、様々な交流・連携を通じて学習者や活動団体同士がつながることで、お互いを高め合い、学び合い、支え合うという関係性へ発展し、生涯学習による仲間づくりから地域づくり・まちづくりが進んでいくことも期待されます。

地域コミュニティの活性化や地域の教育力向上に向けた「つながる」施策として、学習による仲間づくりや交流の場の拡充、学校・家庭・地域が連携した事業の推進など、地域課題をともに解決するためのネットワークの構築に取り組んでいく必要があります。

個人の学習活動から団体の活動へ、さらには団体同士が連携した活動へと、様々な主体が学習を通じてつながることのできる地域社会を目指します。



# 施策体系図



## <基本施策>

### (1) 学びはじめの支援

①普及・啓発事業の実施

②学習相談・窓口サービスの拡充

### (2) 学習情報提供の拡充

①生涯学習情報システムの機能拡充

②生涯学習情報誌や各種パンフレット等の発行

③生涯学習情報に関する発信力の強化

### (1) 多様な学習機会の提供

①市民ニーズ・現代的課題への対応

②キャリア教育・職業教育の充実

③人権教育の推進

④文化・芸術にふれあう機会の提供

⑤生涯スポーツの振興

⑥参加型・体験型学習の推進

### (2) ライフステージに応じた学習機会の提供

①乳幼児期における学習機会の提供

②青少年期における学習機会の提供

③成人期における学習機会の提供

④子育て期における学習機会の提供

⑤高齢期における学習機会の提供

### (3) 学習環境の整備

①学習が困難な人に対する支援

②計画に基づく施設整備

③既存施設の有効活用・機能の充実

④ICT（情報通信技術）の活用

### (1) 学習成果の評価

①学習成果の評価

### (2) 地域活動のための人材育成

①人材育成の推進

②専門的な知識・技能の促進

### (1) 学習成果の活用機会の拡充

①学習成果の発表機会の拡充

②生涯学習関連施設等での人材活用促進

### (2) 人材活用制度の充実

①人材バンク事業の推進

### (1) 学びの仲間づくり

①学習による仲間づくり

②交流の場の拡充

③活動団体の交流促進

### (2) 地域が支える教育の充実

①学校・家庭・地域の連携強化

②学社連携・融合

③市民・事業者等との連携

### (1) まちづくり学習の推進

①地域の特性を活かした事業の推進

②文化財の活用、伝統文化の継承

③“さいたま”らしさの活用

### (2) 学びを通じた地域コミュニティの推進

①地域課題への対応

②地域におけるネットワークづくりの推進

# 第4章

## 基本施策

### I. すべての人が「学べる」社会

さいたま市生涯学習市民意識調査（平成24年度）では、67.0%の方がこの1年間になんらかの生涯学習を行っていると回答しています。これは、同年に実施された内閣府全国調査（「生涯学習に関する世論調査」平成24年7月）の同様の質問における57.1%と比べ約10ポイント高く、さいたま市民の生涯学習活動は全国平均よりも活発であると考えられます。

多様な学習機会が確保された、すべての人の学びを支援する社会を目指す上で、市民の生涯学習活動の実施状況をより高めていくことは、施策を推進するに当たり基本的な目標となるものです。

そこで、「すべての人が「学べる」社会」の実現に向け、「目標」と「基準となる数値」を以下のとおり示します。

#### <目標>

生涯学習を行っている人を増やします。

#### <基準となる数値>

◆1年間に生涯学習を行った人の割合 **67.0%**

※さいたま市生涯学習市民意識調査(平成24年度)から (P.14 ②ア参照)

さいたま市生涯学習市民意識調査（平成24年度）において「生涯学習を行おうとする時の支障」について答える設問では、「きっかけがつかめない（22.9%）」、「必要な情報がなかなか入手できない（15.5%）」、「一緒に学習活動をする仲間がいない（6.9%）」、「生涯学習には関心がない（3.7%）」等の回答も選択されています（P.15 イ参照）。

学習情報の発信力を強化し、「きっかけがつかめない」「情報が入手できない」等の割合の低減を図るなど、生涯学習を行おうとする時の支障の解消に向けた学習環境の整備を進めることにより、生涯学習を行っている人を増やしていきます。

# 1. 学習活動のきっかけづくり

様々な機会をとらえ、市民の学習活動へのきっかけづくりに努めます。市民一人ひとりが自分に合った方法や場を選ぶことができるよう、学習相談や学習情報提供の仕組みの充実を図ります。

## (1) 学びはじめの支援

学習活動を行っていない市民に対し、生涯学習の普及・啓発に努めるとともに、市民の主体的な学習活動を支援することができるよう、学習相談体制を充実します。

### ① 普及・啓発事業の実施

市内で行われている各種講座や市民活動の取組などを積極的に紹介するとともに、学ぶことの意義や楽しさなども含めた生涯学習の理念について、普及・啓発に努めます。

### ② 学習相談・窓口サービスの拡充

生涯学習関連施設等の窓口における学習情報の提供機能を充実させます。

また、市民一人ひとりの要望に応じた学習相談を行うことができるよう、学習相談ボランティアの活用や施設職員のさらなる知識習得など、相談機能の充実に努めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所 <sup>※</sup>
生涯学習情報の提供・生涯学習相談の充実	生涯学習に関する情報を求める市民に対し、一人ひとりのニーズに応じた幅広い情報提供を行うことができるよう、学習情報の提供及び学習相談機能の充実に努めます。	生涯学習振興課、生涯学習総合センター・公民館

※ 担当課所：重点事業の担当課所は、平成26年4月1日現在のものです。



## (2) 学習情報提供の拡充

市民が生涯学習に関する情報を容易に得ることができるよう、生涯学習情報システムの機能拡充を図るとともに、様々な媒体を活用して情報提供の充実に努めます。

### ① 生涯学習情報システムの機能拡充

インターネットで講座・イベントや団体・サークルの情報が検索できる生涯学習情報システムについて、効率的な学習情報の提供や学習活動の支援ができるよう、システムの機能を拡充し、利便性の向上を図ります。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
生涯学習情報システムの充実	市民一人ひとりができるだけ自分に合った形で学んでいけるよう、多様な学習情報を提供する生涯学習情報システムの機能の充実に努めます。	生涯学習振興課

### ② 生涯学習情報誌や各種パンフレット等の発行

市内の公共施設や大学などで開催される市民対象の講座・イベント情報を掲載した生涯学習情報誌を発行します。

公民館だよりや施設ごとのパンフレットなど、紙媒体の情報についても充実に努めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
生涯学習総合情報誌の充実	さいたま市の公共施設などで開催を予定している様々な講座やイベント情報を掲載した生涯学習総合情報誌「まなべル」を発行します。	生涯学習振興課

### ③ 生涯学習情報に関する発信力の強化

各生涯学習関連施設におけるホームページの充実や、メディアの積極的な利用など、学習情報を市民に効率的に届けることができるよう、様々な手法によるきめ細かな情報発信に努めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
ICT（情報通信技術）を活用したサービスの充実	図書館ホームページを充実させ、情報提供サービスの利便性を向上させます。また、データベースの利用技術の講習などを行い、市民の情報収集能力の向上を図ります。	図書館

## 2. 多様な学習機会の拡充

多様化・高度化する市民の学習ニーズに対応した学習機会を総合的に提供するとともに、ライフステージごとの学習機会の充足を図り、市民の自主的な学習活動を促進します。また、すべての市民が利用しやすい施設となるよう生涯学習関連施設の機能の充実を図るなど、学習環境の整備を進めます。

### (1) 多様な学習機会の提供

市民の価値観やライフスタイルが多様化する中で、市民の学習要求に応える様々な現代的課題に対応した学習機会の提供や、文化・芸術活動、生涯スポーツの振興に努めます。また、学習機会を提供するに当たり、市民が学習・交流を深めることのできる参加型・体験型学習の推進に努めます。

#### ① 市民ニーズ・現代的課題への対応

健康、福祉、環境、消費生活、安全など日常生活に関する学習や、国際理解、ICTなど現代的課題に対応する学習の機会を、市民、各種団体、学校、企業など地域との連携を図りつつ、積極的に提供します。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
さいたま市民大学	市民大学の講座内容を充実し魅力的なカリキュラムづくりを進めるとともに、生涯学習関連施設等と連携し多様な学習機会の場を提供します。	生涯学習総合センター

#### 《 健康 》

事業名	事業の概要	担当課所
「さいたま市食育ナビ」による情報発信	さいたま市の食育ポータルサイト「さいたま市食育ナビ」による情報発信を行うとともに、市民同士の情報交換の場として活用します。	健康増進課
食の安全に関する情報提供	食の安全に関する講演会等を通じて、市民向けに正しい知識の普及啓発及び情報提供を行います。	食品安全推進課
高齢者健康体操教室(介護予防事業との連携)	高齢者の介護予防を促進するため、区役所や公民館が共催で高齢者健康体操教室(介護予防事業)を実施します。	公民館
食育に関する講座・教室	食育を通して、心と身体の健康と、豊かな人間性、自然への感謝の気持ちを育むために、食育講座、料理教室等を実施します。	公民館

#### 《 福祉 》

事業名	事業の概要	担当課所
手話講習会	聴覚障害者のコミュニケーション手段のひとつである手話で日常会話を行うために必要な手話語彙、手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するために、講習会を開催します。	障害福祉課

## 《 環 境 》

事業名	事業の概要	担当課所
さいたま市環境フォーラム	市民、事業者、学校、行政などがブース展示を行い、日頃の環境保全活動を紹介するなど、多くの市民に環境に関心を持ってもらうための学習機会を提供します。	環境総務課
水環境教育モデル事業(雨水利用の実践)	市内の小学校に雨水タンクを設置し、雨水を花壇の水やりや打ち水に利用するよう呼びかけます。また、雨水利用による環境意識の向上を目標として、小学校への課外講座等を実施します。	環境対策課
環境講座	身近な視点から環境問題を考えるきっかけづくりとして、環境講座を実施します。	生涯学習総合センター・公民館

## 《 I C T 》

事業名	事業の概要	担当課所
パソコン教室	情報化社会に対応するため、基礎を中心とした各種パソコン教室を実施します。	生涯学習総合センター・公民館

## ② キャリア教育・職業教育の充実

近年の雇用環境の変化に伴い、キャリア教育・職業教育に関する施策の充実が求められています。勤労者の職業能力のスキルアップや求職者の就職支援につながる学習の場の提供、子どもたちの勤労観・職業観を育む取組などの充実に努めます。

### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
就職支援講座及び職業実務講座	・求職者を対象に就職支援セミナーを開催します。 ・勤労者や就労希望者に対して、職業能力の開発・向上を図るため、職業実務等のスキルアップ講座を開催します。	労働政策課
早期起業家教育事業	市内小・中学生に対し、「地域資源など本市の特性を活かした商品づくり」をテーマに、会社の立ち上げから商品企画、仕入、製造、販売、決算等に至るビジネスの一連の流れを実践的に体験するための教育プログラムを実施します。	労働政策課

## ③ 人権教育の推進

同和問題をはじめとして、女性、子ども、高齢者、障害者、アイヌの人々、外国人などに対する差別・偏見をなくし、すべての人々の人権が尊重された地域社会を築いていくために、人権教育を推進します。

【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
人権教育推進事業の充実	すべての人々の人権が尊重された明るい社会の実現を目指して、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向け、学校・家庭・地域・職場などあらゆる場において人権意識の高揚と人権感覚が身につくことを目的とした、人権教育の推進を図ります。	生涯学習振興課 人権教育推進室
人権教育・啓発講座	市民の人権意識の高揚及び人権・同和問題等の理解を図るため、広く人権に関する講座を実施します。	公民館

④ 文化・芸術にふれあう機会の提供

「さいたま市文化芸術都市創造計画」に基づき、身近な場所で魅力ある文化芸術に親しむことができる環境づくりに努めます。また、さいたま文化の創造と発信という視点から、さいたま市ゆかりの作品や魅力ある文化芸術の鑑賞機会の充実を図ります。

【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
国際的な芸術祭の開催	文化芸術都市の創造に向けて、多様な文化芸術とふれあうことのできる国際的な芸術祭を開催します。	文化振興課
盆栽文化の振興	盆栽を中心として、盆器、水石、絵画資料、歴史・民俗資料などの紹介により、盆栽文化を広く内外に発信します。	大宮盆栽美術館
コレクション展	さいたま市ゆかりの作家達の優れた作品と、関連する国内外の作品を、収蔵品を中心に紹介します。	うらわ美術館

⑤ 生涯スポーツの振興

「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」に基づき、スポーツ・レクリエーション活動の推進、スポーツ活動運営組織の支援、総合型地域スポーツクラブの内容充実、施設の整備など、生涯スポーツの振興に向けて総合的・体系的な施策展開を図ります。

【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
総合型地域スポーツクラブの支援	市民のだれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツにたずさわるという視点から、多種目・多世代にわたり地域住民が主体的な運営を行う総合型地域スポーツクラブに情報提供や広報活動の支援を行います。	スポーツ振興課
さいたまシティマラソン	市民をはじめ全国各地から、小学生から高齢者まで幅広い年齢層の参加者を募集し、マラソン大会を実施します。	スポーツ振興課 スポーツイベント室

## ⑥ 参加型・体験型学習の推進

学習者の気づきを促すような参加型の学習や、特に子どもたちを対象に行う体験型の学習は大きな学習効果が期待されます。学習の成果がより高まるような学習方法による学習機会の充実に努めます。

### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
夏休み子ども博物館	「夏休み子ども博物館」を開催し、児童の研究・学習の参考となるテーマ展示を行い、各種関連講座を開催します。	博物館
子ども体験教室等	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てることを目的に、子どもや親子を対象とした体験教室等を実施します。	公民館

## (2) ライフステージに応じた学習機会の提供

乳幼児期から高齢期にわたる生涯のライフステージに応じた学習機会を利用できるよう、様々な事業を体系的に整理して提供するとともに、関係各課と連携した効果的な事業展開を図ります。

### ① 乳幼児期における学習機会の提供

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である乳幼児期の学習機会の充実に努めます。

### ② 青少年期における学習機会の提供

青少年が豊かな人間性を身につけ、地域や社会に参加することにより、社会性や公共性を身につけることができるよう、学習の場や機会を充実し、行事への参加などを推進します。

### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
子どもの社会参画推進事業	子どもがつくるまち、青少年フォーラム、青少年の主張大会など、子どもの年代に応じた社会参画を推進する事業を実施します。	子育て企画課 青少年育成課
子ども公民館	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育てることを目的に、夏休み期間等に子どもを対象とした事業を実施します。	公民館
子ども読書活動推進事業	子どもに読書をする楽しさや大切さを知らせるため、子どもの身近に本がある環境づくりを、学校・家庭・地域と連携して推進します。	図書館

### ③ 成人期における学習機会の提供

家庭や職場などにおいて様々な活動の中心的役割を果たす成人期は、仕事や子育て、介護など時間的制約の多い時期でもあります。社会における責任が増すとともに、自己啓発や職業能力の向上、健康維持などに対する関心が高まる時期であることから、様々なニーズに対する学習機会の充実に努めます。

### ④ 子育て期における学習機会の提供

核家族化等の影響により、子育て期における親を対象とした家庭教育支援は重要性を増しています。保護者を対象として、子どもを取り巻く環境への理解を深め、子どもとの関わり方について考える学習機会を充実します。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
親の学習・家庭教育学級	都市化・核家族化に対応し、親同士がテーマに沿って話し合いながら、様々な考え方や自らの気づきを通し、親として成長していくことを支援する参加型学習の実施や、家庭における子育てについての理解を深める講座を実施します。	生涯学習総合センター・公民館

### ⑤ 高齢期における学習機会の提供

高齢者がいつまでも元気で暮らすことができるよう、健康についての学習や、それぞれのライフスタイルに応じた学習を推進します。また、高齢者の豊富な知識や経験が活用、継承される機会の充実に努めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
シニアユニバーシティ	60歳以上の高齢者を対象に、1年制の大学及び大学院を実施します。講義やイベントを通じて学生間の親睦を図り、地域の仲間づくり、社会参加、生きがいを推進します。	高齢福祉課
高齢者学級（介護予防事業との連携）	高齢者の介護予防を促進するため、区役所や公民館が共催で高齢者学級（介護予防事業）を実施します。	公民館
高齢者健康体操教室（介護予防事業との連携）〈再掲〉	高齢者の介護予防を促進するため、区役所や公民館が共催で高齢者健康体操教室（介護予防事業）を実施します。	公民館

### (3) 学習環境の整備

年齢、性別、国籍、障害の有無や、職業・家庭環境などの違いにかかわらず、すべての市民が学習しやすい環境の整備を行います。ユニバーサルデザインの視点から、利用しやすい施設整備に取り組むとともに、ICT（情報通信技術）の活用を推進します。

#### ① 学習が困難な人に対する支援

年齢、性別、国籍、障害の有無や、仕事を持っている人、子育て中の人など、様々な状況の違いにかかわらず、すべての市民が学習施設、学習機会、学習情報などを利用できるよう、学習が困難な人に対する支援に取り組みます。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
若者自立支援ルーム	社会生活を送る上での困難を抱えている若者の居場所として、若者同士の交流をサポートするとともに、アート教室や学習活動を実施するなど、若者の自立に向けた支援を行います。	青少年育成課

#### ② 計画に基づく施設整備

市民の学習の場である様々な生涯学習関連施設について、さいたま市公共施設マネジメント計画に基づき整備・管理運営を行います。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
生涯学習関連施設の充実	公民館や図書館をはじめとした生涯学習関連施設について、施設の機能を適切に維持し、長寿命化を図るとともに、利用者の安心・安全を確保するため、適切な維持管理や改修工事を計画的に実施します。	生涯学習総合センター、中央図書館など
図書館の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>「(仮称)浦和美園駅東口駅前複合公共施設」内に設置される「(仮称)浦和美園図書館」の開館準備を進めます。</li><li>建設準備を進めている大宮区役所新庁舎内に、新大宮図書館を整備します。</li></ul>	中央図書館管理課・資料サービス課、東浦和図書館、大宮図書館

### ③ 既存施設の有効活用・機能の充実

市民の生涯学習の場を増やすため既存施設の利用効率を上げるとともに、生涯学習関連施設間のネットワーク化により、互いの学習資源の有効活用を図ります。

また、既存施設の設備・機器などの質的向上を図るとともに、施設が保持する学習資源・学習情報などソフト面においても機能の充実に努めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
多様な市民ニーズに応える図書館機能の充実	市民ニーズに応える資料を収集・保存するとともに、市民の課題解決に役立つサービスの充実とPRに努めます。	図書館

### ④ ICT（情報通信技術）の活用

ICTを活用し、様々な学習機会の幅を広げます。生涯学習におけるデジタル教材の活用や、eラーニングの導入についても検討を進めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
ICT（情報通信技術）を活用したサービスの充実〈再掲〉	図書館ホームページを充実させ、情報提供サービスの利便性を向上させます。また、データベースの利用技術の講習などを行い、市民の情報収集能力の向上を図ります。	図書館



自動貸出機（中央図書館）



## Ⅱ. 学習成果を「活かせる」社会

学習成果を適切に活かすことのできる社会の実現は、教育基本法に定められた生涯学習の理念であり、本市の生涯学習を推進する上でも大きな柱となるものです。学習者にとっても、成果を活かせることでより大きな喜びを得ることができるとともに、さらなる学習への動機づけともなり、生涯学習全体を活性化させるものです。

さいたま市生涯学習市民意識調査（平成24年度）では、80.5%の方が生涯学習を通じて身につけた知識や技能を活かしていると回答しており、その割合をさらに増加させていくことを目標とします。

### <目標>

生涯学習を通じて身につけた知識や  
技能を活かしている人を増やします。

### <基準となる数値>

◆生涯学習を通じて身につけた知識や技能を活かしている人の割合  
80.5%

※さいたま市生涯学習市民意識調査（平成24年度）から（P.21参照）

さいたま市生涯学習市民意識調査（平成24年度）における「生涯学習を通じて身につけた知識や技能の生かし方」の問いに対しては、「自分の人生が豊かになっている」や「自分の健康増進・維持に役立っている」など、自分のために生かしているという内容の回答割合が多く、地域活動や他の人の指導等に生かしていると回答した割合は比較的少なくなっています。学習成果を個人にとどめるだけでなく、他の人のため、地域社会のために活かすという意識が高まるような施策についても、推進していきます。

# 1. 人材の育成

学習成果を活かして地域社会で活動する人材の育成に関する事業を推進します。生涯学習が広がりを持つ中で、様々な分野の指導者からボランティアまで、多様な人材の育成を図ります。

## (1) 学習成果の評価

地域の人材が学習成果を活かして社会で活動するためには、その学習成果が適切に評価される仕組みの整備が望まれます。学習成果が評価されることにより、社会生活・職業生活に活かされ、地域に貢献する活動や新たな学習意欲へとつながるような仕組みづくりに努めます。

### ① 学習成果の評価

市民が学習活動を通じて身につけた知識や技能などの学習成果を、個人の学習歴として記録する制度や認証する制度など、学習成果を評価する仕組みづくりについて検討を進めます。

## (2) 地域活動のための人材育成

様々な学習活動で身につけた成果を、地域活動やボランティア活動に活かすことのできる人材や、専門的な知識・技能を持った人材の育成を図ります。

### ① 人材育成の推進

地域活動やボランティア活動を行う人材を養成するための講座を実施するなど、人材育成事業の充実を図ります。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
地域IT人材育成事業	だれもが、簡単・便利にITによる恩恵を受けられ、また、ITの活用による地域活力向上を図るため、地域IT人材の育成を図るなど、市民間の情報格差解消に向けた取組を進めます。	ICT政策課
手話通訳者養成講習会	聴覚障害者の自立を支援し、社会参加を主体的に行えるようにするため、手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成する講習会を開催します。	障害福祉課
要約筆記者養成講習会	手話の理解できない聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度の理解と認識を深めるとともに、要約筆記を行うために必要な知識及び技術を習得するための講習会を開催します。	障害福祉課

### ② 専門的な知識・技能の促進

地域の課題解決のために活動するアドバイザーやコーディネーターなど、専門的な知識・技能を有した人材の育成に努めます。また、市民の学習の場である生涯学習関連施設における職員のコーディネーター的資質の向上を図ります。

## 2. 成果を活かす仕組みづくり

市民が学習活動を通じて身につけた知識や技能などの学習成果を発表する機会の拡充や、学習成果を活かせる場の充実を図ります。

### (1) 学習成果の活用機会の拡充

学習成果の発表機会の拡充に努めるとともに、地域の人々が持つ知識や技能が社会で効果的に活かされる仕組みを構築します。

#### ① 学習成果の発表機会の拡充

市民文化祭、公民館文化祭などのイベントを通して、より多くの市民が学習への意欲を高められるよう、個人や団体が学習成果を発表する場や機会を拡充します。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
公民館文化祭	地域住民の交流と文化の振興を目的として、公民館で活動する文化団体・サークルを中心とした文化祭を実施します。	公民館

#### ② 生涯学習関連施設等での人材活用促進

公民館、図書館、博物館などの生涯学習関連施設や学校における積極的なボランティアの活用など、人材活用の促進を図ります。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
体験学習ボランティア活用事業	小学生を対象とした体験学習で、昔の道具の使い方や昔の暮らしについての説明と体験の補助をするボランティアを活用します。	博物館
ボランティアの活用	公民館の講座・事業において、ボランティアを活用します。	生涯学習総合センター・公民館
読書ボランティアの養成と支援	初心者向けの養成講座や活動中のボランティア向け講座などを実施し、子どもと本を結びつけるために必要な知識・技術の習得や、活動の充実と活性化のため、支援を行います。	図書館

## (2) 人材活用制度の充実

学習成果を活かし講師としての活動などを望んでいる人材の資格・技能等の情報を登録・公開し、学校や各種団体などが必要に応じて活用できる人材バンク事業の推進など、人材活用制度の充実を図ります。

### ① 人材バンク事業の推進

専門的な知識・技能・経験を有する人や、学習成果を活かしたい人の情報を蓄積した人材バンク事業を推進します。また、埼玉県や市の各所管において整備されている人材バンク事業との連携を図ります。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
シルバーバンク事業	地域の中で様々な活動を通して活躍することを希望する 60 歳以上の市民等を対象とした人材バンクで、専任のコーディネーターが、人材と、人材を求める活動の場とのマッチングを行います。	高齢福祉課
生涯学習人材バンクの整備	生涯学習に関する講師として活動できる市民の情報を蓄積した「生涯学習人材バンク」を整備します。	生涯学習振興課



昔のあそび塾（浦和くらしの博物館民家園）

### Ⅲ. 学習を通じて「つながる」社会

学習を通じてつながる社会を目指すことを、本市は生涯学習推進における新しい基本方針のひとつとしました。東日本大震災を経て、人々の間で改めて「つながる」ことの大切さが認識されています。生涯学習を通じて新しい人間関係をつくり、地域のつながりを再構築していく取組が求められています。

生涯学習関連施設等でのボランティアや学校支援の活動への参加、まちづくり・地域づくりの活動など、地域における様々な学習活動に参加している人の割合を増加させていくことを目標とします。

#### <目標>

生涯学習を通じて地域や社会とつながっている人を増やします。

#### <基準となる数値>

◆生涯学習を通じて身につけた知識や技能の活かし方について

- |  |       |
|--|-------|
| ・ ボランティアなど地域活動に活かしている人の割合              | 6. 6% |
| ・ 他の人の学習やスポーツ、文化活動などの指導に<br>活かしている人の割合 | 3. 5% |

※さいたま市生涯学習市民意識調査(平成 24 年度)から (P. 21 参照)

さいたま市生涯学習市民意識調査(平成 24 年度)において、「生涯学習を通じて身につけた知識や技能をボランティアなど地域活動に生かしている人」の割合は 6.6%にとどまっていますが、「生涯学習について力を入れる必要がある点」についての問いでは、「まちづくり、地域社会活動への住民参加や関連する団体活動を支援する」を選択した割合が 16.6%となっているなど、地域活動の必要性についてはある程度認識されていることがうかがえます。(P. 16 エを参照)

生涯学習を通じて地域や社会とつながっている人を増やしていくとともに、地域活動への関心を高める取組についても推進していきます。

## 1. 学びでつながる

地域における人のつながりや連帯感の希薄化が指摘されている中で、学びを通しての仲間づくりや地域とともにある学校づくりにより、市民との協働を推進するとともに、地域のつながりを深める場の拡充を図ります。

### (1) 学びの仲間づくり

学びを通じた仲間づくりや活動団体の交流を促進します。また、地域の実情に合わせた交流の場の拡充に努めます。

#### ① 学習による仲間づくり

講座等の参加者同士が学習活動を通じて交流できる機会を充実し、仲間づくりや生きがいつくりを促進します。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
シニアユニバーシティ〈再掲〉	60歳以上の高齢者を対象に、1年制の大学及び大学院を実施します。講義やイベントを通じて学生間の親睦を図り、地域の仲間づくり、社会参加、生きがいつくりを推進します。	高齢福祉課

#### ② 交流の場の拡充

市民や活動団体同士が気軽に情報交換などの交流が図れるよう、身近な生涯学習関連施設等における交流の場としての機能の充実を図ります。子育てサロンや高齢者サロン、外国語サロンなど、様々な目的に応じた交流の場の充実に努めます。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
若者自立支援ルーム〈再掲〉	社会生活を送る上での困難を抱えている若者の居場所として、若者同士の交流をサポートするとともに、アート教室や学習活動を実施するなど、若者の自立に向けた支援を行います。	青少年育成課

### ③ 活動団体の交流促進

趣味などの同好会やサークル活動、自治会・町内会などの地域活動、同じ目的を持った人同士の市民活動など、団体間の交流・連携により、新たなつながりを生み出します。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
市民活動サポートセンターにおける市民活動支援の充実	NPOやボランティア団体などの活動を支援するための拠点施設である市民活動サポートセンターを、指定管理者と協働で管理運営を行い、市民活動支援の充実を図ります。	コミュニティ推進課市民活動支援室
公民館文化祭〈再掲〉	地域住民の交流と文化の振興を目的として、公民館で活動する文化団体・サークルを中心とした文化祭を実施します。	公民館



公民館でのロビーコンサート

## (2) 地域が支える教育の充実

都市化や核家族化の進展などにより地域における人と人との結びつきが希薄化し、家庭教育が困難な社会となっていることが指摘されています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、学校をはじめとする地域のつながりの中で、家庭教育を支援する仕組みづくりに努めます。

また、学校や公民館等を拠点とし、地域住民や地域活動に関わっているNPO・事業者等との連携を図り、地域の教育力向上を図ります。

### ① 学校・家庭・地域の連携強化

保護者や地域住民の協力により、学校の様々な教育活動を支援するスクールサポートネットワーク（SSN）の充実など、地域とともにある学校づくりを目指し、保護者や学校が、地域の人々と一体となって子どもを育み、学びを支援する体制づくりを進めます。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
スクールサポートネットワーク推進事業	学校・家庭・地域・行政が連携し、地域ぐるみで子どもを育てるため、地域の方々を学校支援ボランティアとしてコーディネートします。また、中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターを配置します。	生涯学習振興課
さいたまチャレンジスクールの推進	子どもたちにとって、より豊かで有意義な放課後や土曜日等の実現を図るため、地域の方々の参画を得て、多様な学習、文化やスポーツ、体験活動等の機会を提供するさいたまチャレンジスクールを推進します。	生涯学習振興課



## ② 学社連携・融合※

学校教育と社会教育がそれぞれ持っている施設や人材を活用し相互に協力した事業を行うことによって、児童・生徒の資質や能力の向上、体験活動や地域交流による豊かな人間形成などの効果が期待できます。

学校教育と社会教育の連携・融合により、地域の教育を一体となって支えていく取組を推進します。

### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
スクール・サポート・サイエンス事業	さいたま市立小・中学校に青少年宇宙科学館の職員を派遣し、理科の基礎的・基本的な内容を踏まえた授業や、天文に関する発展的な学習についての指導支援を行います。	青少年宇宙科学館
学校巡回展	市内小学校を対象に社会科・生活科に対応するテーマのパネルや実物資料を1週間程度巡回展示します。	博物館
学校図書館との連携	学校図書館支援センターを通じて、資料や情報提供による学校図書館への支援と連携を進めます。	図書館

## ③ 市民・事業者等との連携

地域住民、地域に関わりを持つNPO・企業・民間教育事業者など様々な主体と連携し、地域全体で教育活動の振興を図ります。

### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
図書を通じた関連団体との連携	朗読、読み聞かせ、映画上映などを行うボランティア団体及び図書館友の会などの図書館活動を支える市民と連携した活動、共催事業を実施します。また、地域との協働を積極的に進め、地域コミュニティの中での図書館の可能性を広げるとともに、市民参加を促す活動を行います。	図書館

※ 学社連携・融合：学社連携とは、学校教育と社会教育がそれぞれ独自の機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力していくという考え方です。学社融合とは、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動等両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方です。

## 2. 地域づくり・まちづくり

市民の地域に関わる学習活動を支援していくとともに、地域における交流を促進するなど、多くの人々が地域づくり・まちづくりに関わっていくことのできる学習機会や交流活動を促進します。

### (1) まちづくり学習の推進

地域には、地域固有の特性や学習資源が存在しています。地域の歴史、文化などの特性を学び、地域への愛着を深めることができるよう、まちづくり学習を推進します。

#### ① 地域の特性を活かした事業の推進

地域において人と人が触れ合うことができる機会や、人と地域が結び合う活動を推進し、市民一人ひとりの地域への所属意識を醸成します。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
さいたま市内の歴史をあるく	市内に残された歴史的文化財を訪ねて郷土の歴史を再認識するとともに、郷土意識の涵養を図ります。	博物館

#### ② 文化財の活用、伝統文化の継承

市民の郷土意識、地域への誇りや愛着を高めるために、地域の歴史や文化を伝える歴史的な資産や伝統的な文化遺産を文化財として保存・継承します。また、ホームページ・刊行物などによる情報発信や、博物館などにおける展示・講座・体験学習の実施など、地域の歴史や文化に触れ、学ぶ機会の拡充に努めます。

さらに、地域に伝わる伝統行事や郷土芸能などを継承し、地域の財産として主体的に伝承する活動を支援します。

##### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
見沼通船堀閘門開閉実演	平成6年度から平成9年度に整備した国指定史跡「見沼通船堀」を活用し、広く一般の方々に閘門開閉の様子を公開します。	文化財保護課
地域の歴史・文化資料の収集・保存	地域に関する出版物だけでなく、地域のパンフレットやチラシなど図書以外の形態の資料や市民の著作物についても積極的に収集するとともに、地域の記録を残す活動を支援します。また、地域資料などの半永久的な保存と高度な検索を可能にするため、資料のデジタル化を進めます。	図書館

### ③ “さいたま”らしさの活用

さいたま市には、見沼田圃、城下町としての歴史、盆栽、人形、漫画、鉄道、サッカーなど、多彩な地域資源があります。これらの“さいたま”らしさを活用した講座やイベント等を推進します。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
鉄道文化の振興	本市における鉄道の歴史を踏まえ、鉄道博物館等との連携を図りながら、鉄道文化の振興事業を企画・実施し、内外に広く発信します。	文化振興課
漫画文化の振興	日本近代漫画の先駆者であり、本市にゆかりのある北沢楽天などの漫画関係資料の収集・展示等を行う漫画会館や、プラザノースのユーモアスクエアを拠点として、漫画文化の振興事業を企画・実施し、内外に広く発信します。	文化振興課、漫画会館
人形文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>人と人形の歴史を探り、未来へと人形文化を継承する施設として、(仮称)岩槻人形会館を整備します。</li> <li>所蔵品を中心とした展覧会の開催、人形文化に関する講演会、講座などを開催することで、人形文化を広く内外に発信します。</li> </ul>	文化振興課文化施設建設準備室
盆栽文化の振興〈再掲〉	盆栽を中心として、盆器、水石、絵画資料、歴史・民俗資料などの紹介により、盆栽文化を広く内外に発信します。	大宮盆栽美術館
見沼田んぼの総合情報発信基地の整備	だれもがいつでも立ち寄れる見沼田圃とするため、見沼田圃の総合的な情報発信や学習・休憩・サロン機能、作品展示等の機能を持たせた「新たな交流の場」を整備します。	みどり推進課見沼田圃政策推進室
地域資源を活用した図書館事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>サッカー、鉄道、盆栽、人形等の地域の歴史・特色に関連したテーマの資料を収集・保存します。</li> <li>地域に関連する団体・機関との連携や協働による事業を行います。</li> </ul>	図書館

## (2) 学びを通じた地域コミュニティの推進

学習活動を通して社会的視野を広げ、地域の様々な活動に参加することで、地域コミュニティの担い手として力を発揮できる環境整備を進めます。

### ① 地域課題への対応

地域の課題について、地域住民が自らの問題として受け止め、その解決のために行動できるような学習機会を充実するとともに、自治会等の地域自治組織やボランティア団体等、地域における多様な主体と協働して地域の課題を解決する環境づくりを検討します。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
地域課題に対応した事業の実施	自治会や地域で活動する団体等との交流や参加者アンケートを通して地域課題の把握に努め、地域課題をテーマとした事業を実施します。	公民館
地域課題に関する資料の収集・提供	地域の情報センターとして、都市計画や産業などそれぞれの地域特性により必要とされる資料を収集し、地域の課題解決に役立てます。	図書館

### ② 地域におけるネットワークづくりの推進

地域づくりを推進するコーディネーター的人材の育成に取り組むとともに、学校や公民館等を地域コミュニティの拠点として、保護者、地域住民、ボランティア団体、NPO等によるネットワークを構築し、地域コミュニティの形成と活性化を図ります。

#### 【重点事業】

事業名	事業の概要	担当課所
スクールサポートネットワーク推進事業〈再掲〉	学校・家庭・地域・行政が連携し、地域ぐるみで子どもを育てるため、地域の方々を学校支援ボランティアとしてコーディネートします。また、中心的な役割を担う学校地域連携コーディネーターを配置します。	生涯学習振興課

# 第5章

## 計画の推進と進行管理

### 1. 計画の推進体制

生涯学習は広範な領域にわたるため、計画の推進に当たっては、総合的、体系的な推進体制が必要となります。行政における全庁的な組織と、市民と行政が協働する体制により計画を推進します。

#### (1) さいたま市生涯学習推進本部

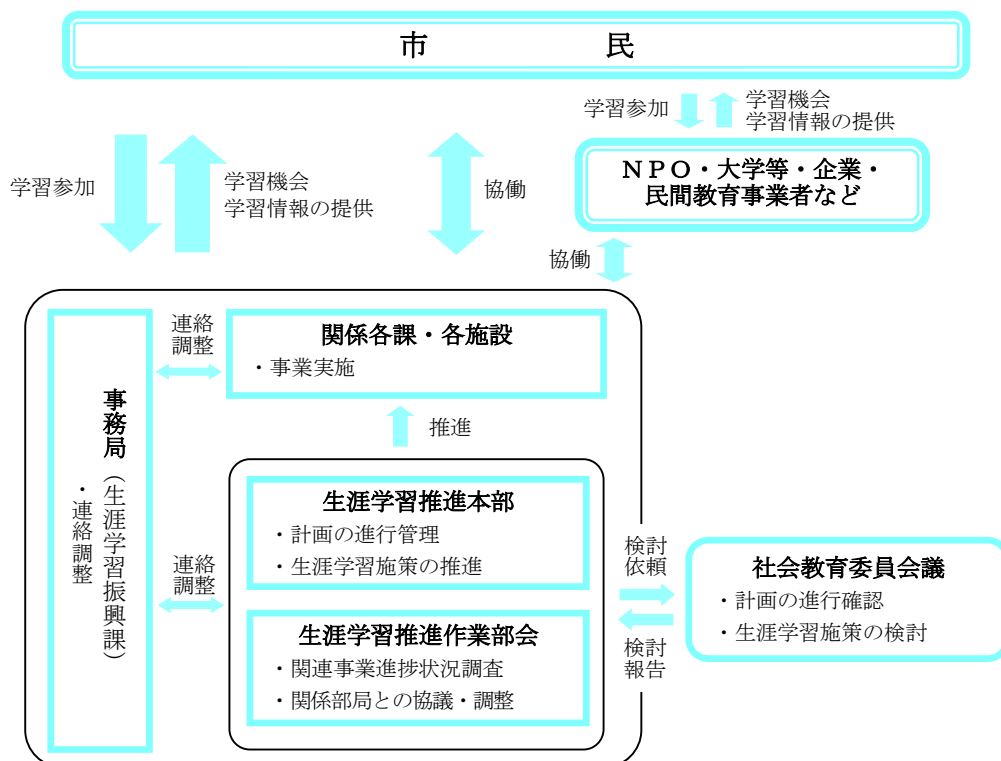
「さいたま市生涯学習推進本部」において生涯学習推進計画の総合的な進行管理を行い、本市の生涯学習施策の推進を図ります。また、推進本部に設置する「さいたま市生涯学習推進作業部会」において、施策・事業の進捗状況の管理や、関係部局間の協議・調整を行い、全庁的に生涯学習施策・事業を推進します。

#### (2) さいたま市社会教育委員会議

「さいたま市社会教育委員会議」は、学校教育、社会教育、家庭教育に関連する機関・団体の代表者や学識経験者及び公募による市民から構成され、社会教育に関し、教育委員会からの諮問に対する答申や提言等を行うとともに、広く生涯学習全般にわたり協議しています。

生涯学習推進計画を実効性のあるものとするため、重点事業や関連事業の進捗状況を確認し、行政外部の立場から生涯学習施策の検討を行います。

#### 《推進体制イメージ》



## 2. 計画の進行管理

計画の推進に当たり、関連する事業について進捗状況調査を実施し、推進本部会議等で進行管理を行います。実施状況の適切な評価など効果的な進行管理により、施策・事業の充実・改善を図ります。

また、基本方針の3つの体系ごとに掲げた目標の達成度を測る指標として、平成24年度に実施した生涯学習市民意識調査の結果から基準となる数値を掲載しており、計画を評価する指標とします。

### (1) 関連事業の進行管理

生涯学習推進計画に関連して、全庁で行われている施策・事業について、進捗状況調査を毎年実施し、事業の充実・改善等を図るとともに、結果を公表します。

また、計画を効果的に推進するため、重点的に進めるものとして位置づけられた事業については、個別に指標等を設定し社会教育委員会議や推進本部会議にて実施状況を確認するなど、進行管理を行います。

### (2) 計画の評価

本計画では、基本方針の「学べる」「活かせる」「つながる」ごとに目標を掲げています。目標の達成度を測る指標として、平成24年度に実施した生涯学習市民意識調査の結果から基準となる数値を掲載しています。基準となる数値が計画終了年度の時点でどのように変化しているかによって目標の達成度を測り、関連事業及び重点事業についての進捗状況調査による事業の実績と併せて、本計画を評価します。

### (3) 計画の見直し

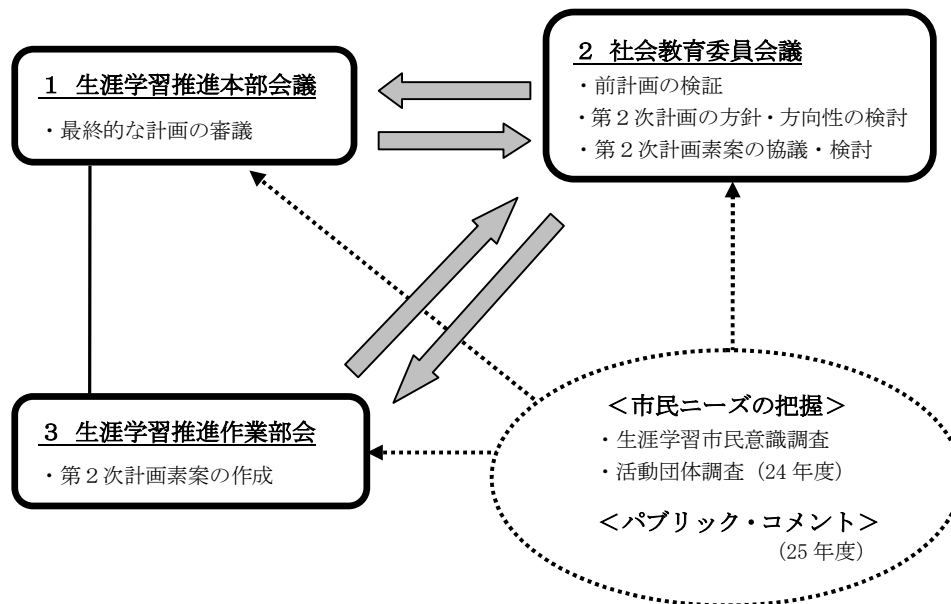
計画期間の途中においても社会状況の変化等を踏まえ、重点事業を中心に必要に応じて計画の見直しを実施するものとします。

# 資料編

1. 第2次さいたま市生涯学習推進計画の策定体制
2. さいたま市社会教育委員設置条例
3. さいたま市社会教育委員名簿
4. さいたま市生涯学習推進本部設置要綱
5. さいたま市生涯学習推進作業部会設置要綱
6. さいたま市社会教育委員への諮問
7. さいたま市社会教育委員からの答申
8. 第2次さいたま市生涯学習推進計画の策定経過

## 1. 第2次さいたま市生涯学習推進計画の策定体制

- さいたま市生涯学習推進本部会議
  - ・庁内会議
  - ・計画の最終的な審議機関
- さいたま市社会教育委員会会議
  - ・教育委員会からの諮問（H24年8月）に応じ、第2次計画に関する基本方針・方向性等について答申（H25年3月）
  - ・計画素案の協議・検討
- さいたま市生涯学習推進作業部会
  - ・庁内の担当者レベルによる会議
  - ・計画の素案の作成





## 2. さいたま市社会教育委員設置条例

平成13年5月1日

条例第122号

改正 平成26年3月25日条例第19号

(設置)

**第1条** 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、さいたま市社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱)

**第2条** 委員は、次に掲げる者のうちから市教育委員会(以下「委員会」という。)が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募による市民

(全部改正〔平成26年条例第19号〕)

(定数)

**第3条** 委員の定数は、15人とする。

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員会は、任期中において特別の事由があるときは、委員の委嘱を解くことができる。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(一部改正〔平成26年条例第19号〕)

(議長及び副議長)

**第5条** 委員の会議(以下「会議」という。)には、委員の互選による議長及び副議長を置く。

(議長及び副議長の任期)

**第6条** 議長及び副議長の任期は、委員の任期中とする。

(議長及び副議長の職務)

**第7条** 議長は、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

**第8条** 会議は、必要のある場合に議長がこれを招集する。

(付議事件)

**第9条** 会議開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事件とともに議長があらかじめ委員にこれを通知しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議招集の通知後に急施を要する事件が生じたときは、これを会議に付議することができる。

(定足数)

**第10条** 会議は、在籍委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

(表決)

**第11条** 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(説明の請求等)

**第12条** 委員は、会議において議事に関する職員(以下「関係職員」という。)に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

(職員の会議出席等)

**第13条** 関係職員は、会議に出席して意見を述べるができる。

(庶務)

**第14条** 委員に関する庶務は、委員会生涯学習部において処理する。

(委任)

**第15条** この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月25日条例第19号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 3. さいたま市社会教育委員名簿

第6期さいたま市社会教育委員（任期：平成23年10月1日～平成25年9月30日）

	氏名	役職等	備考
1	磯田 和男	さいたま市PTA協議会会長	H25.6.27まで
	鵜沢 勇		H25.6.28から
2	大西 麗衣子	尚美学園大学専任講師	
3	沖 ななも	埼玉県歌人会副会長	
4	加藤 久美子	さいたま市公民館運営審議会委員	
5	川本 亨二	元日本大学教授	議長
6	木村 通恵	さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会会長	
7	小池 茂子	聖学院大学准教授	副議長
8	小林 民司	さいたま市立小学校校長会	
9	白澤 春草	さいたま市文化協会監事	
10	高野 津代子	さいたま市地域婦人会会長	
11	徳永 緑	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター専任委員	
12	西山 繁夫	青少年育成さいたま市民会議常任理事	
13	程塚 孝作	財団法人さいたま市体育協会副会長	
14	皆川 広嗣	さいたま市中学校長会	H25.3.31まで
	渡邊 祐子		H25.6.28から
15	山田 幸枝	特定非営利活動法人教育支援協会さいたま事務局会員	

(五十音順)

第7期さいたま市社会教育委員（任期：平成25年10月1日～平成27年9月30日）

	氏名	役職等	備考
1	五十嵐 健一	さいたま市公民館運営審議会委員	
2	出田 良彦	公益財団法人さいたま市体育協会副会長	
3	鵜沢 勇	さいたま市PTA協議会会長	
4	大西 麗衣子	尚美学園大学専任講師	
5	沖 ななも	埼玉県歌人会副会長	
6	小池 茂子	聖学院大学准教授	議長
7	古賀 宏子	さいたま市男女共同参画推進団体連絡協議会会長	
8	小林 民司	さいたま市立小学校校長会	
9	佐藤 恵実	公募	
10	鈴木 詠竜	さいたま市文化協会副理事長	
11	徳永 緑	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター専任委員	
12	西山 繁夫	青少年育成さいたま市民会議常任理事	
13	森田 武	埼玉大学名誉教授	副議長
14	渡邊 チズ子	公募	
15	渡邊 祐子	さいたま市中学校長会	

（五十音順）

## 4. さいたま市生涯学習推進本部設置要綱

(設置)

**第1条** さいたま市における生涯学習行政を総合的かつ計画的に推進するため、さいたま市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 推進本部は、さいたま市生涯学習推進計画（以下「計画」という。）の策定及び実施に関し、基本方針及び重要な政策の審議を行うものとする。

2 推進本部は、前項の審議の結果を市長に報告するものとする。

(構成)

**第3条** 推進本部構成員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

**第4条** 推進本部に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は、教育委員会に関する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 副本部長は、教育委員会教育長をもって充てる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 本部長は、推進本部の会議を招集し、その議長となる。

2 推進本部は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進本部の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(生涯学習推進作業部会)

**第6条** 計画の策定及び推進に関する個別の

調査及び研究などの事務を行うため、推進本部にさいたま市生涯学習推進作業部会（以下「作業部会」という。）を設置することができる。

(庶務)

**第7条** 推進本部の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

### 別表（第3条関係）

副市長（教育委員会担当）
教育委員会教育長
教育委員会副教育長
政策企画部長
総務部長
財政部長
市民生活部長
スポーツ文化部長
保健部長
福祉部長
子ども育成長
環境共生部長
経済部長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会生涯学習部長
教育委員会生涯学習総合センター館長
教育委員会中央図書館長

## 5. さいたま市生涯学習推進作業部会設置要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、さいたま市生涯学習推進本部設置要綱第6条に規定するさいたま市生涯学習推進作業部会（以下「作業部会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

**第2条** 作業部会は、別表の課所に所属する職員をもって構成する。

(庶務)

**第3条** 作業部会の庶務は、生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(委任)

**第4条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年8月17日から施行する。

### 別表（第2条関係）

政策局政策企画部企画調整課
総務局総務部人権政策推進課
市民・スポーツ文化局市民生活部コミュニティ推進課市民活動支援室
市民・スポーツ文化局市民生活部男女共同参画課
市民・スポーツ文化局市民生活部消費生活総合センター
市民・スポーツ文化局スポーツ文化部スポーツ振興課
市民・スポーツ文化局スポーツ文化部文化振興課
市民・スポーツ文化局区政推進室
保健福祉局保健部健康増進課
保健福祉局福祉部高齢福祉課
保健福祉局福祉部障害福祉課
子ども未来局子ども育成部子育て支援課
子ども未来局子ども育成部青少年育成課
環境局環境共生部環境総務課
経済局経済部経済政策課
経済局観光政策部観光政策課
教育委員会管理部教育総務課
教育委員会学校教育部指導1課
教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
教育委員会生涯学習総合センター
教育委員会中央図書館

## 6. さいたま市社会教育委員への諮問

---

(写し)

教生生第1411号

平成24年8月9日

さいたま市社会教育委員会議  
議長 川本亨二様

さいたま市教育委員会  
教育長 桐淵博

第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定により、下記に掲げる事項について理由を付して諮問します。

記

### 1 諮問事項

「さいたま市生涯学習推進計画」の検証・評価、及び平成26年度以降を対象とする「第2次さいたま市生涯学習推進計画」における基本的な方針について

### 2 諮問理由

さいたま市では、「さいたま市生涯学習推進計画」を平成17年3月に策定しました。

この計画は平成25年度までの9年間の計画期間として「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境をつくる」ことを目標に掲げており、本市はこの計画のもとに生涯学習施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

その間、人々の価値観の多様化や経済情勢の変化、さらには平成23年3月に発生した大震災など、社会状況は大きく変化し続けています。そのような中で、引き続き平成26年度以降を対象とする「第2次さいたま市生涯学習推進計画」を策定するに当たり、現計画の課題等を踏まえた、本市の生涯学習施策の基本方針を明確にしていく必要があります。

つきましては、「さいたま市生涯学習推進計画」の検証・評価、並びに第2次計画における基本的な方針について、さいたま市社会教育委員会議に諮問するものです。

## 7. さいたま市社会教育委員からの答申

---

(写し)

平成25年3月28日

さいたま市教育委員会  
教育長 桐淵 博 様

さいたま市社会教育委員会議  
議長 川 本 亨 二

第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について（答申）

平成24年8月9日付で諮問のありました標記の件について、下記のとおり答申します。

記

### 1 諮問事項

「さいたま市生涯学習推進計画」の検証・評価、及び平成26年度以降を対象とする「第2次さいたま市生涯学習推進計画」における基本的な方針について

### 2 答申内容

別添答申書のとおり

# 第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について

## 答 申

### <目 次>

#### I はじめに

#### II さいたま市の生涯学習の現状と課題及び現計画の検証・評価

1. さいたま市の生涯学習の現状と課題
2. 市民ニーズ等に関する調査結果の分析
3. 現計画の検証・評価

#### III 目指すべき生涯学習社会について

1. すべての人の学びを支援する社会
2. 学習成果を生かせる社会
3. 個人の学習が社会へとつながる社会

#### IV 第2次計画で特に重要となる視点

1. 学習環境の整備
2. 「生かせる」施策の強化
3. 個人から社会へ ～「生かせる」から「つなげる」へ～

#### 資料編 (添付省略)

1. 諮問書写し
2. 社会教育委員会議審議経過
3. 第6期さいたま市社会教育委員名簿



## I はじめに

さいたま市社会教育委員会議は、平成24年8月9日付で市教育委員会から「第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について」の諮問を受けました。

これは、さいたま市の生涯学習施策の指針である「さいたま市生涯学習推進計画」が平成25年度をもって計画期間を終了することから、引き続き平成26年度以降を対象とする「第2次さいたま市生涯学習推進計画」の策定に当たり、現計画の検証・評価、並びに第2次計画における基本的な方針について諮問を受けたものです。

急速に進む少子高齢化や情報化、停滞する経済状況など、現在は社会構造・産業構造が大きく変化しており、このような変化の激しい社会を生き抜く力を身に付けるため、生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりが求められています。

また、東日本大震災を境に、今までの人生観、生き方、暮らし方等の見直しが社会全体で起きており、地域社会へ貢献するという意識が高まりを見せています。

答申に当たっては、上記のような社会状況を踏まえた上で、まず、さいたま市の生涯学習の現状と課題を分析し、現在の計画についての検証・評価を行いました。さらに、今後のさいたま市における生涯学習社会をどう描くか、そのために第2次計画ではどのような視点が重要か、ということについて考察を進めました。

平成24年8月9日から平成25年3月11日まで4回にわたり会議を開催し、市教育委員会が実施した生涯学習市民意識調査・生涯学習に関する団体調査の結果や、生涯学習行政担当者による会議の協議内容等も参考にしながら審議を重ね、ここに答申としてとりまとめました。この答申が、第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針に生かされ、さいたま市の生涯学習の振興に役立てられることを期待します。

## II さいたま市の生涯学習の現状と課題及び現計画の検証・評価

### 1. さいたま市の生涯学習の現状と課題

さいたま市生涯学習推進計画策定後の施策・事業を中心に、計画の施策体系ごとの成果と課題を以下のとおりまとめた。

#### (1) 「学べる」施策の事業

生涯学習関連施設に関しては、平成17年の計画策定後から現在までに2つの公民館や6つの図書館を開設するなど、「公共施設適正配置方針」を踏まえて整備が進められた。

利用者による評価については、平成22年度から市内の全公民館で講座終了後のアンケートを統一し、効率的な集計・分析に取り組んでいるが、評価情報を活用する仕組みづくりについては、さらなる工夫・検討が必要と思われる。

#### (2) 「選べる」施策の事業

生涯学習総合センター・公民館では現代的課題への対応を重点事業として位置づけて取り組んでおり、また、キャリア教育・健康教育・環境教育・消費者教育など各部門を所管する全庁関係各課所においても、様々な講座等を実施するなど学習機会の提供に努

めている。

学習情報の提供事業として、平成 15 年に整備された公共施設予約システムにより、施設の空き状況がインターネットで確認できるようになっているが、併せて整備された生涯学習情報システムについては、講座や団体の検索機能などに改善の余地があり、利便性向上を目的としたシステム再構築が望まれる。

学習相談の場として、ボランティアの相談員を配置した「学習相談えらべル」が、平成 22 年 9 月から生涯学習総合センター内に設置され、月 2 回開催されている。

### (3) 「生かせる」施策の事業

地域における市民活動の支援として、平成 19 年 10 月に市民活動サポートセンターが開設され、活動の活性化を図るための拠点として機能している。

また、学校・家庭・地域の連携のもと、地域で子どもを育てる体制を整えることを目的としたスクールサポートネットワーク（SSN）が、平成 24 年度に全市立学校に設置され、地域活動の場として多くの市民が関わっている。

学習成果や人材の活用については、その他にも様々な個別の取組はあるものの、各事業の連携が十分でないなど、全体としての仕組みづくりには至っていないという状況である。

## 2. 市民ニーズ等に関する調査結果の分析

市教育委員会は平成 24 年度に、市内在住の 20 歳以上の男女 2,500 人を対象とした「生涯学習市民意識調査」と、市内の公民館やコミュニティ施設等において活動している生涯学習団体（サークル、グループ等）を対象とした「生涯学習に関する団体調査」を実施した。現計画策定前の平成 14 年度に実施した同様の調査との比較も含め、以下のとおり着目すべき点をまとめた。

### (1) 生涯学習市民意識調査の結果

- 生涯学習関連施設の利用者について、公民館は 60 代以上が多く、図書館は各年代が平均的に利用しているなど、施設ごとに利用者の年代層に特徴が見られた。また、生涯学習施策や講座内容に関する要望についても、世代間で回答内容に違いが見られる。
- 生涯学習に関する情報の入手方法として、「新聞、雑誌等」、「市報さいたま、公民館報等」が前回調査から減少し（65.0%→42.2%、61.0%→39.0%）、「インターネット」が増加した（18.4%→36.4%）。また、20～40 代はインターネットの割合が高く、年齢が上がるにつれて市報さいたま・公民館報等の割合が高くなるなど、年代によって情報の入手方法が大きく異なっている。
- 生涯学習関連施設に関する要望としては、「小さくても身近なところに施設をつくる」（38.4%）、「交通の便のよいところに施設をつくる」（36.6%）という回答が多い。また、「施設の数を増やす」が前回調査から減少し（32.3%→17.7%）、「既存の施設をだれもが利用しやすい施設に改修する」が増加している（5.9%→22.2%）。
- この 1 年間で生涯学習活動を行っていない人が、生涯学習を行おうとするときの支障として「きっかけがつかめない」と回答した割合は 39.2%となっており、「仕事が忙しくて時間がない」（42.8%）に次いで高くなっている。

- 生涯学習施策に関する要望としては、個人学習の支援に関する「職業教育を増やす」(36.0%)や「学習情報の提供等」(29.6%)などが多いが、「学習成果を生かせる機会を増やす」(17.8%)や「まちづくり、地域社会活動への住民参加の支援」(16.6%)など、地域や社会に関わる項目も、一定の割合で選択されている。

## (2) 生涯学習に関する団体調査の結果

- 回答団体の主な活動場所については、「公民館」(62.9%)が最も多い。会員数については「6～10人」(33.1%)の団体が最も多く、会員の年齢構成は「60歳以上」が60.3%を占める。活動回数は「月に2～3回程度」(49.5%)が最も多く、定期的な活動状況が認められる。
- 活動上の問題点としては、「公共施設の会場が確保しにくい」(43.2%)、「新規会員が入会しない」(33.3%)の2点に集中し、行政への要望についても「活動場所を増やす」(34.3%)、「会員募集の支援や、活動についてのPR」(25.0%)が多く、対応した結果となっている。
- 学習成果の活用については、団体では「公民館文化祭などのイベントへの参加」や「福祉施設などにおけるボランティア活動」の2点が多数を占めている。個人での活用としては、健康のために生かしているという回答が最も多く、次いで創作活動(家庭における装飾、友人への贈り物など)、講師等としての指導の順となっている。
- 今後の活動の進め方については、「現在の活動を続けて、さらに水準を向上させたい」(50.3%)、「会員をふやしたい」(41.9%)の2点が多数を占めるが、活動分野によっては「活動成果を地域活動に役立てたい」(19.2%)、「自治会実施事業や公民館文化祭などへの参加」(17.9%)などの割合も高くなっている。

## 3. 現計画の検証・評価

### (1) 「学べる・選べる・生かせる」の施策体系について

現在の計画に掲載された施策に関連する個別の事業については、毎年、関連事業調査として事業所管課所により進捗状況の確認が行われている。平成24年度調査(平成23年度実施事業対象)の結果では、事業の達成度について「達成された」「ほぼ達成された」とした事業の割合は93.5%であった。「学べる・選べる・生かせる」の施策体系別では、「学べる」が91.3%、「選べる」が94.6%、「生かせる」が90.9%となっている。

また、事業の方向性については、「拡充・充実」「現状維持」を合わせると93.5%であるが、「学べる」は95.6%、「選べる」が95.7%であるのに対し、「生かせる」については81.8%と低く、方向性を「見直し」とした割合が13.6%にのぼっている。

関連事業調査からみた総合的な評価としては、「学べる・選べる」に該当する施策・事業については、公民館や図書館などの施設の整備や、様々な現代的課題に対応した講座等の実施など、ある程度充実が図られているが、「生かせる」に関連する施策・事業については、必ずしも十分とはいえない。「生かせる」施策については今後充実を図るべき大きな課題となっている。

## (2) 計画の目標指標及び、評価の仕組みについて

現在の計画では、具体的な目標指標が定められていないことや、計画自体の評価の仕組みが十分整備されていないなどの課題があげられる。

個別事業によっては目標指標も定められ、取組が進んでいるなどの一定の成果は認められるが、全体として生涯学習の振興につながっているか否かの評価は難しく、また、個別事業の評価についても、客観的な評価につながる統一した基準が設定されていないなどの課題がある。

目標指標の導入や計画自体を評価する仕組みの整備などは、第2次計画に向けて検討を要する課題である。

## Ⅲ 目指すべき生涯学習社会について

平成18年に改正された教育基本法では、生涯学習の理念を定めた第3条で「～(略)あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されている。

平成17年に策定したさいたま市生涯学習推進計画における「だれもが『学べる・選べる・生かせる』生涯学習環境をつくる」という目標は、現時点でもなお有効なものであると考えるが、Ⅱで確認した本市の生涯学習の現状と課題を踏まえ、今後、目指すべき生涯学習社会を3つにまとめた。

### 1. すべての人の学びを支援する社会

生涯学習に関心を示さない人や、学習意欲はあってもきっかけがつかめない人、また、経済的・時間的制約等により活動できない人も多いが、だれもが学べる・選べる生涯学習環境とは、学ぶことに無関心な人や躊躇している人、学ぶことに支障・制約等がある人などへも扉が開かれている社会であると考えべきである。

生涯学習活動を行っている人のみならず、行っていない人に対しても、生涯学習への入り口、きっかけ、動機づけが多様に存在し、様々な学習機会が確保された、すべての人の学びを支援する社会が望まれる。

### 2. 学習成果を生かせる社会

現計画の施策体系である「学べる・選べる・生かせる」の中で、Ⅱで確認したように「生かせる」については施策の展開が不十分であると考え、教育基本法に記載されているとおり、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現は生涯学習の理念とされている。

学習成果を生かし、社会の中で自己実現を図っていくことは、生涯学習活動をする上での大きな喜びであると同時に、地域社会の活性化にもつながるものと考えられる。

学習成果活用の仕組みづくりについて、市民、行政、事業者などが連携し、全体での取組が推進される社会が望まれる。

### 3. 個人の学習が社会へとつながる社会

個人のための生涯学習から社会に視野を広げていくことは、地域社会の活性化や社会全体の教育力向上を考える上で重要な視点である。社会に貢献することを視野に入れた生涯学習を「生涯学習の社会化」と称するならば、現在、生涯学習は普及・啓発の時代から「社会化」の時代を迎えているといえる。

学習を通じて生涯にわたって個人が社会と関わり、ネットワークを広げていくことにより、コミュニティの再構築へとつながっていくことが期待される。

生涯学習活動の成果を社会で生かすという視点をだれもが自発的に持てるようにすることが重要であるが、そのような志向を導き出すために、個人が社会と容易につながることでできる活動の場が豊富な社会が望まれる。

## IV 第2次計画で特に重要となる視点

### 1. 学習環境の整備

#### (1) 学習機会の確保

生涯学習市民意識調査では、年代により学習に対する要望は異なっており、ライフステージに応じた学習内容の充実が求められている。

施策体系の「学べる・選べる」に該当する学習環境の整備については、一定の成果も認められるが、行政はあらゆる人に学習の場を提供するという側面から、多様な学習機会の確保に引き続き努めていかなければならない。特に様々な困難や課題を抱えている人の学習の支援など、経済的・社会的な事情等にかかわらず、個性や能力、発達段階に応じた学習機会を等しく確保する「学びのセーフティネット」(注参照)の考え方を踏まえた学習環境の整備について、取り組んでいく必要がある。

注)「学びのセーフティネット」については、「様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する」ものとして、中央教育審議会教育振興基本計画部会が平成24年8月24日付けでまとめた「第2期教育振興基本計画について(審議経過報告)」において、今後の教育行政の基本的方向性として示されている。

#### (2) 学習意欲の醸成

市民自らが学習しようとする意欲を自発的に持つことが、本来、あるべき生涯学習の姿であるといえるが、それを支援することは行政の重要な役割である。

学習情報を適切に発信・周知することや、自ら「学ぶ・選ぶ・生かす」という市民の主体性を意識した事業展開を考えるなど、学習意欲を育て、引き出すことも、広い意味で学習環境の整備と考えることができる。

#### (3) 学習施設の有効活用

市民意識調査や団体調査において学習場所の確保に関する要望は前回調査に引き続き多くなっているが、経済状況に鑑みて、施設を増やし続けることには限度もあるため、学校施設を含め既存施設の有効活用を関係部局の連携により、より一層進めていく必要がある。

## 2. 「生かせる」施策の強化

学習成果を生かせる仕組みの構築については、目指すべき生涯学習社会を実現させる上で避けて通れない重要な取組であり、市民・NPO・事業者等との協働も促進しながら、今後より一層力を入れていくことが求められる。

学習成果を活用できる場やコーディネートをする場の整備、人材育成や人材交流の促進、さらには学習成果の適切な評価や、学習成果を生かそうとする学習者の意欲を育てることなども含めて、「生かせる」施策の一層の充実について、第2次計画において明確に方向性を示していく必要がある。

また、学習成果を生かせる仕組みの構築とは、学習者が個人的に成果を生かすことのみならず、社会で活用できる仕組みづくりを目指していることから、第2次計画では「生かせる」を「活かせる」と表記し、「活用」という意味合いをより明確に表現していくことも考えられる。

いずれにしても、生涯学習の概念について、余暇活動の延長線上にあるという考え方から、誰にでも学ぶ権利があり、そこで得たものを地域社会へ生かす（活かす）という考え方への転換を明確に示したい。

## 3. 個人から社会へ ～「生かせる」から「つなげる」へ～

生涯学習を個人として豊かに生きるためだけではなく、社会を視野に入れた学習へつなげていくための取組を充実させたい。「学べる・選べる・生かせる」から、さらに「つなげる」という視点での施策を強化することが重要である。

個人と社会をつなげるために、学習者同士、活動団体同士の交流を促進し、情報交換・情報共有ができるようにするなど、生涯学習に関わる人・団体を横断的につなぐ機能が行政に求められる。

また、地域の中には、人と人をつなげる役割を担う人が必要であり、そのような地域におけるコーディネーターを行政が育成することも望まれている。地域における多様な人材の育成・活用や、地域人材のネットワークの構築は、地域の教育力向上のためにも重要な視点である。

## 8. 第2次さいたま市生涯学習推進計画の策定経過

### ○平成24年度

時 期	主な内容
平成24年7月27日	生涯学習推進本部会議 ・第2次さいたま市生涯学習推進計画策定体制・スケジュールについて
平成24年8月9日	第1回社会教育委員会議 ・教育委員会から社会教育委員会議へ諮問 「第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について」
平成24年8月31日 ～9月18日	生涯学習市民意識調査 ・調査対象：市内在住の20歳以上の男女2,500人 ・回収率：51.3%
平成24年9月10日	第1回生涯学習推進作業部会 ・さいたま市生涯学習関連事業実施状況について ・第2次さいたま市生涯学習推進計画について
平成24年10月1日 ～25年3月1日	生涯学習に関する団体調査 ・調査対象：市立の公共施設を拠点に活動する生涯学習団体 ・回収率：76.1%
平成24年10月31日、 11月6・7日	生涯学習部内意見交換会（公民館・図書館・博物館部門） ・現計画の課題・成果及び第2次計画に盛り込むべき視点について
平成24年11月13日	第2回社会教育委員会議 ・第2次さいたま市生涯学習推進計画策定の体制について ・さいたま市生涯学習推進計画の検証・評価、及び「第2次さいたま市生涯学習推進計画」における基本的な方針について
平成24年12月19日	第2回生涯学習推進作業部会 ・さいたま市生涯学習市民意識調査について ・生涯学習推進計画の課題及び第2次計画への視点について
平成25年1月28日	第3回社会教育委員会議 ・生涯学習市民意識調査報告書及び結果の分析について ・さいたま市生涯学習推進計画の検証・評価、及び「第2次さいたま市生涯学習推進計画」における基本的な方針について
平成25年3月11日	第4回社会教育委員会議 ・第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について
平成25年3月28日	社会教育委員会議から教育委員会へ答申 「第2次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について」

○平成 25 年度

時 期	主な内容
平成 25 年 5 月 15・16 ・17 日	生涯学習部内意見交換会（公民館・図書館・博物館部門） ・第 2 次計画の構成案について ・「生かせる」「つなげる」施策に関連する事業等について
平成 25 年 5 月 24 日	第 1 回生涯学習推進作業部会 ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画の基本方針等について ・「生かせる」「つなげる」施策に関連する事業等について
平成 25 年 7 月 2 日	第 1 回社会教育委員会議 ・意見交換会及び作業部会における意見の概要について ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（経過案）について
平成 25 年 7 月 18 日	第 2 回社会教育委員会議 ・さいたま市生涯学習関連事業実施状況調査について ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（経過案）について
平成 25 年 8 月 8 日	第 3 回社会教育委員会議 ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（経過案）について
平成 25 年 8 月 12 日	第 2 回生涯学習推進作業部会 ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（経過案）について ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画における重点事業について
平成 25 年 8 月 21 日	民間カルチャー事業者意見交換会 ・現状や課題等についての意見交換
平成 25 年 8 月 26 日	第 1 回生涯学習推進本部会議 ・さいたま市生涯学習推進計画関連事業実施状況について ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（素案）について
平成 25 年 11 月 8 日	第 4 回社会教育委員会議 ・さいたま市生涯学習推進計画について ・さいたま市生涯学習関連事業実施状況調査について
平成 26 年 1 月 6 日 ～ 2 月 5 日	第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（素案）へのパブリック・コメントの実施
平成 26 年 1 月 30 日	第 5 回社会教育委員会議 ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（素案）について
平成 26 年 2 月 21 日	第 6 回社会教育委員会議 ・パブリック・コメントの結果について ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（案）について
平成 26 年 2 月 26 日	第 2 回生涯学習推進本部会議 ・パブリック・コメントの結果について ・第 2 次さいたま市生涯学習推進計画（案）について



第2次さいたま市生涯学習推進計画

平成26年3月 発行

さいたま市教育委員会 生涯学習部 生涯学習振興課

電 話 048-829-1704

F A X 048-829-1990

E メール [shogai-gakushu-shinko@city.saitama.lg.jp](mailto:shogai-gakushu-shinko@city.saitama.lg.jp)